平成四年(ネ)第四九四六号、平成五年(ネ)第三八一号　航空機離着陸差止等請求控訴事件

平成五年(ネ)第一〇九六号　民訴法二六〇条二項の申立事件

（原審・横浜地方裁判所昭和五九年(ワ)第二五五二号）

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主　　　　　文

　一審原告ら（別紙承継一審原告目録記載の各一審原告ら及び一審原告福田一二を除く。）の米軍機の夜間飛行等の差止請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

二　原判決主文第一項２を取り消す。

一審原告ら（別紙承継一審原告目録記載の各一審原告ら及び一審原告福田一二を除く。）の自衛隊機の夜間飛行等の差止請求及び騒音到達の禁止請求に係る訴えを却下する。

三　原判決主文第二項を次のとおり変更する。

1　一審原告ら（別紙承継一審原告目録記載の各一審原告ら及び一審原告福田一二を除く。）　の平成10年12月18日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを却下する。

２　一審被告は、別表一　「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らに対し、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和59年9月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日から、「平成3年12月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

３　２掲記の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害（一審原告橋本彦恵、一審原告保田タミ、一審原告佐藤信子、一審原告菅原正弘、一審原告佐藤峰湖、一審原告吉田智、一審原告池田正志、一審原告室伏明、一審原告秋山ちゑ子、一審原告谷内翠枝、一審原告田中文枝、一審原告森田祥子、一審原告森田茂夫及び一審原告森田悦子については、被承継人死亡後の分を除く。）のその余の賠償請求、その余の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害（一審原告遠藤フヂ子、一審原告中山レイ子、一審原告中山敦、一審原告荒井祐美及び一審原告中山哉については、被承継人死亡後の分を除く。）　の賠償請求並びに一審原告ら（一審原告福田一二を除く。）　の米軍機及び自衛隊機の夜間飛行等の差止請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用に係る損害の賠償請求をいずれも棄却する。

四1　一審原告加藤光代は、一審被告に対し、四万八一〇一円及びこれに対する平成4年12月22日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

　２　一審被告の一審原告加藤光代に対するその余の民訴法二六○条二項の裁判を求める申立てを棄却する。

五1　訴訟費用は、一審被告の一審原告加藤光代に対する民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立てに関して生じた費用を除き、第一、二審を通じ、第三項２掲記の一審原告らと一審被告との間に生じたものは、これを四分し、その三を同一審原告らの負担とし、その余を一審被告の負担とし、その余の一審原告らと一審被告との間で生じたものはすべて同一審原告らの負担とする。

２　一審被告の一審原告加藤光代に対する民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立てに関して生じた費用は、これを二〇分し、その一を同一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。

六　この判決は、第三項２及び第四項1に限り、仮に執行することができる。

事　　　　実

第一　　当事者の求める裁判

一　　　一審原告ら

　1　原判決を次のとおり変更する。

(一)　一審被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、一審原告ら（別紙承継一審原告目録（原審）欄記載の各一審原告ら及び一審原告福田一二（番号一四五）を除く。）のために、

(1)　厚木海軍飛行場において、毎日午後八時から翌日午前八時までの間、一切の航空機を離着陸させてはならず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。

(2)　厚木海軍飛行場の使用により、毎日午前八時から午後八時までの間、一審原告らの居住地に六五ホンを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。

(二)　一審被告は、一審原告らに対し、それぞれ別表二「請求額一覧表」中の一審原告に対応する「合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和五六年一〇月から昭和五九年九月までの損害」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日から、「昭和59年10月から平成3年12月までの損害」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

(三)　一審被告は、(一)掲記の一審原告らに対し、一審原告角田信成を除く一審原告らについては平成4年1月1日から、一審原告角田信成については平成6年1月1日から、右(一)、(1)の航空機の離着陸及びエンジンの作動の禁止並びに同圓の航空機騒音の到達の禁止が実現されるまで、一か月につき各二万三〇〇〇円を当該月の末日ごとに支払え。

　２　一審被告の控訴を棄却する。

　３　一審被告の民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立てを棄却する。

　４　訴訟費用は、第一、二審とも一審被告の負担とする。

　５　仮執行の宣言

二　　一審被告

１　原判決中、一審被告敗訴の部分を取り消し、右部分に係る一審原告らの請求をいずれも棄却する。

２　一審原告らの控訴を棄却する。

３　別表三「原状回復等請求債権額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らは、一審被告に対し、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「合計」欄記載の金員及び右金員に対する平成4年12月22日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

４　訴訟費用は、第一、二審とも一審原告らの負担とする。

５　３につき仮執行の宣言

６　仮執行の免脱の宣言

第二　事案の概要

　本件は、厚木海軍飛行場の周辺に居住し、又は居住していた一審原告らが一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審被告に対し、自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊の使用する各航空機の発する騒音等により身体的・精神的被害、生活妨害等の損害を被っていると主張して、

1. 人格権又は環境権に基づく妨害排除又は妨害予防の民事上の請求として、自衛隊機及び米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差止め及びその余の時間帯における音量の規制、(2)「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法」　（以下「民事特別法」という。）二条、国家賠償法二条に基づき、居住開始の日の属する月の翌月（居住開始の日が昭和34年12月31日以前のときは昭和35年1月）以降に生じた過去の損害及び差止め実現までの将来の損害の賠償を求めた事案である。

　原審は、(1)　一審原告らの差止請求のうち、米軍機の差止請求に関する部分を却下し、自衛隊機の差止請求に関する部分を棄却し、(2)　損害賠償請求のうち、平成3年12月17日（原審の口頭弁論の終結の日の翌日）以降に生ずべき将来の損害の賠償請求に関する部分を却下し、右前日以前に生じた過去の損害の賠償請求に関する部分について、ＷＥＣＰＮＬ80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らの請求の一部を認容し、その余の一審原告らの請求を棄却した。

一審原告らは、原審が、一審原告らの差止請求を却下し、あるいは棄却したこと、一審原告らの健康被害を認めず、ＷＥＣＰＮＬ80未満の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度内であると判断したこと、ＷＥＣＰＮＬ80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについて認められた損害賠償の額が不当に低額で

あることなどを不服として控訴した。なお、原審は、過去の損害の賠償請求のうち、居住開始の日の属する月の翌月（又は昭和35年1月）から昭和56年10月までに生じた損害の賠償請求に関する部分については、消滅時効の完成を理由として一審原告らの請求を棄却したが、一審原告らは、この点の認定判断については不服を申し立てていない。

一審被告は、原審が、騒音や振動等の侵害行為及び被害の有無、程度、一審被告による住宅防音工事等の周辺対策についての事実認定を誤り、さらには、厚木海軍飛行場の公共性、環境基準等についての評価、判断を誤ったことなどにより、ＷＥＣＰＮＬ80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度を超え、厚木海軍飛行場の設置、管理に違法性があると判断したこと、一部の一審原告らについて危険への接近の理論を適用して免責又は損害賠償額の減額をしなかったことなどを不服として控訴し、また、民訴法二六〇条二項（旧民訴法一九八条二項）　の裁判を求める申立てをした。

第三　当事者の主張

　当事者双方の主張は、次のとおり当審における主張を付け加えるほかは、原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

１　承継関係

(一)　一審原告ら

(1)　橋本千恵子（番号四八）は平成5年2月20日死亡して、夫橋本彦恵がその権利義務を承継し、㈲　佐藤正典（番号六二）は平成8年4月8日死亡して、妻佐藤信子、長男菅原正弘（先妻との間の子）及び長女佐藤峰湖が法定相続分に従いその権利義務を承継し、朗　吉田富代（番号六七）は平成10年10月12日死亡して、夫吉田智がその権利義務を承継し、㈲　池田松太郎（番号七〇）は平成5年1月7日死亡して、長男池田正志がその権利義務を承継し、㈲　室伏トメ（番号七三）は平成9年1月22日死亡して、長男室伏明がその権利義務を承継し、(6)　秋山豊（番号一一四）は平成4年12月17日死亡して、妻秋山ちゑ子がその権利義務を承継し、(7)　谷内位（番号一二三）は平成6年9月22日死亡して、妻谷内琴枝がその権利義務を承継し、(8)　森田武楽夫（番号一五二）は平成5年5月29日死亡して、妻森田祥子、長男森田茂夫及び長女森田悦子が法定相続分に従いその権利義務を承継し、(9)　中山五福（番号一六〇）は平成3年12月10日死亡して、妻中山レイ子、長男中山敦、長女荒井祐美及び二男中山哉が法定相続分に従いその権利義務を承継した。

(二)　一審被告

(1) (4)(6)(8)及び(9)の各事実は認める。(2)(3)(5)及び(7)の各事実のうち、被承継人がそれぞれ一審原告ら主張の日に死亡したことは認めるが、その余は知らない。

２　民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立てについて

　(一)　一審被告

　別表三「原状回復等請求債権額一覧表」の「氏名」欄に記載された一審原告らは、平成4年12月21日、横浜地方裁判所執行官に仮執行の宣言を付した原判決に基づく強制執行を申し立て、同日、同一覧表の「認容額」欄、「遅延損害金」欄及び「執行費用」欄記載の各金員の交付を受けた。

　よって、本案判決を変更する場合において、一審被告は、右一審原告らに対し、民訴法二六〇条二項に基づき、右仮執行の宣言に基づき給付した同一覧表の「小計」欄記載の金員及び仮執行により受けた損害である同一覧表の「執行費用」欄記載の金員並びに右各金員に対する強制執行の日の翌日である平成四年12月22日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(二)　一審原告ら

　　　一審被告の主張事実は認める。

３　当審における当事者双方の主張の詳細は、一審原告らについては、「最終準備書面」及び「最終準備書面別冊（引用図表）」に記載のとおりであり、一審被告については。「最終準備書面」及び「最終準備書面引用図表」に記載のとおりである（以下、それぞれの最終準備書面の別冊引用図表については、「一審原告ら引用図表」、「一審被告引用図表」という。）。

理　　　　　由

第一　当事者及び厚木基地の概要・管理関係等

一　当事者

当事者間に争いのない事実に、甲第八号証の一〇一、甲第一八号証の一〇一、同号証の一六六、一六七、乙第二〇号証の七ないし四四、同号証の五〇ないし二一一及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

１（一)　一審原告ら（被承継人を含む。）は、厚木基地に近接する綾瀬市、大和市、相模原市、座間市、海老名市及び藤沢市等の区域内に居住し、あるいは過去に居住していた周辺地域住民であり、その居住地は、別表四の「一審原告らの住所・転入時期等一覧表」記載のとおりである。

　なお、一審原告角田信成（番号一〇一）は、住民票上、昭和60年10月6日に大和市上草柳七丁目一〇番二四号ライオンズマンション鶴間第二の一〇三号に転居したことになっているが、右マンションには同一審原告の姉が居住し、同一審原告は実家である大和市西鶴間三丁目六番七号にそのまま居住していたものである。

　また、一審原告水野和秋（番号21）は、住民票上、平成8年8月16日に岩手県和賀郡東和町安俵四区一一〇番地一四に転居したことになっているが、妻の郷里に購入した土地に建物を建築する際、住宅金融公庫からの融資を受けるために同所の住民票が必要であったので住民票上の住所を移転しただけであって、同一審原告は従前の座間市南栗原3丁目2番3-511号ファミネスさがみ野にそのまま居住していたものである。

(二)　原審口頭弁論の終結の日の後、(1)　橋本千恵子（番号四八）が平成5年2月20日死亡して、夫橋本彦恵がその権利義務を承継し、(2)　佐藤正典（番号六二）が平成8年4月8日死亡して、妻佐藤信子、長男菅原正弘、及び長女佐藤峰湖が法定相続分に従いその権利義務を承継し、(3)　吉田富代（番号六七）が平成10年10月12日死亡して、夫吉田智がその権利義務を承継し、(4)　池田松太郎（番号七〇）が平成5年1月7日死亡して、長男池田正志がその権利義務を承継し、(5)　室伏トメ（番号七三）が平成9年1月22日死亡して、長男室伏明がその権利義務を承継し、(6)　秋山豊（番号一一四）が平成4年12月17日死亡して、妻秋山ちゑ子がその権利義務を承継し、(7)　谷内位（番号二一三）が平成6年9月22日死亡して、妻谷内琴枝がその権利義務を承継し、(8)森田武楽夫（番号一五二）が平成5年5月二29日死亡して、妻森田祥子、長男森田茂夫及び長女森田悦子が法定相続分に従いその権利義務を承継し、(8)　中山五福（番号一六〇）が平成3年12月10日（原審口頭弁論の終結の直前であるが、(1)ないし(8)の者と同視してよい。）死亡して、妻中山レイ子、長男中山敦、長女荒井祐美及び二男中山哉が法定相続分に従いその権利義務を承継した。

　２　一審被告は、安保条約及び地位協定に基づき、アメリカ合衆国に厚木基地を提供して米軍にその使用を許すとともに、その一部である飛行場区域に海上自衛隊厚木飛行場を設置して自らこれを管理、使用している。

二　厚木基地の概要、設置・管理の経緯及び法律関係等

　　次のとおり付加、訂正するほかは、原判決一八二頁七行目から一九五頁七行目までを引用する。

１　原判決一八二頁八行目の「三、四、一三」の次に、「、乙第一一号証の一三」を付け加える。

２　原判決一八三頁三行目から四行目に「その面積は、約五一一万三六三三平方メートルである。」とあるのを、「その面積は、平成一〇年四月一日現在で約五〇六万九一一八平方メートルである。」と改める。

３　原判決一八八頁九行目の「ａ」の次に、「（同項ｂにより、アメリカ合衆国が行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府がａの規定に従って合意した施設及び区域とみなされた。）」を付け加える。

４　原判決一八九頁三行目から一九一頁末行までを、次のとおり改める。

　「(1)　厚木基地は、昭和二七年四月以降、その全域が米軍の使用する施設及び区域としてアメリカ合衆国に提供されて、米軍がこれを排他的に管理、使用してきたが、昭和四六年六月三〇日、我が国とアメリカ合衆国の基地使用に係る政府間協定が締結され、その結果、その一部について我が国の海上自衛隊との共同使用及び使用転換が決定され、同年七月一日から実施された。

　厚木基地には、昭和四六年七月一日当時、本判決添付の「厚木飛行場管理区分図」の①ないし⑨の部分が含まれていたが、右部分が昭和四六年から平成六年までの間に順次我が国に返還されたので、右協定による現在の厚木基地の使用関係は次のとおりとなっている。すなわち、厚木基地は、同図面の青枠部分の区域からなるところ、(ア)　同図面の緑斜部分は、地位協定二条四項ａに基づき米軍と海上自衛隊との共同使用部分とされ、(イ)　同図面の赤斜線部分（滑走路を含む本件飛行場の主体部分で、原判決及び本判決において、「飛行場区域」あるいは「海上自衛隊厚木飛行場」と呼んでいる部分である。）は、我が国に使用転換されて海上自衛隊の管轄管理する施設となったが、同時に地位協定二条一項　　　　　に基づき同条四項ｂの規定の適用のある施設及び区域として一時使用を認める形式で米軍に対し引き続き使用が認められて、米軍と海上自衛隊とが共同して使用し、(ウ)その他の部分は、地位協定二条一項に基づき米軍に対し引き続き提供され、米軍が専用している。」

第二　本件訴えの適法性について

一　差止請求に係る訴えの適法性等

本件における差止請求は人格権等に基づくものであるところ、人格権等並びにこれに基づく妨害排除及び妨害予防請求権は、いずれも帰属上の一身専属権であり、既に死亡した者の差止請求権は、その死亡によって消滅し、訴訟承継人に承継される余地もないから、原審及び当審において訴訟承継をした一審原告らの訴えのうち差止めを求める部分については、被承継人の死亡により当然に訴訟が終了しているというべきである（原審において訴訟承継した一審原告らについては、差止めを求める部分について控訴を提起していない。）。

　そこで、その余の二審原告らについて検討する。

1　自衛隊機に関する差止請求について

　　当裁判所は、自衛隊機に関する差止請求に係る訴えは不適法であると判断するが、その理由は、次のとおりである。

　(一)　自衛隊法三条は、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる旨を定め、同法第六章は、自衛隊の行動として、防衛出動（七六条）、命令による治安出動（七八条）、要請による治安出動（八一条）、海上における警備行動（八二条）、災害派遣（八三条）、領空侵犯に対する措置（八四条）等の各種の行動を規定している（なお、右の行動に必要な情報の収集、隊員の教育訓練も自衛隊の行動に含まれる。防衛庁設置法五条四号、八号参照）。自衛隊機の運航は、右のような自衛隊の任務、特にその主たる任務である国の防衛を確実、かつ、効果的に遂行するため、防衛政策全般にわたる判断の下に行われるものである。そして、防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する権限を有し（自衛隊法八条）、この権限には、自衛隊機の運航を統括する権限も含まれる。防衛庁長官は、「航空機の使用及びとう乗に関する訓令」　（昭和36年1月12日防衛庁訓令第二号）を発し、自衛隊機の具体的な運航の権限を右訓令二条七号に規定する航空機使用者に与えるとともに、右訓令三条において、航空機使用者が所属の航空機を使用することができる場合を定めている。

一方、右のような自衛隊の任務を遂行するため、自衛隊機に関しては、一般の航空機と異なる特殊の性能、運航及び利用の態様等が要求される。

そのため、自衛隊機の運航については、自衛隊法一〇七条一項、四項の規定により、航空機の航行の安全又は航空機の航行に起因する障害の防止を図るための航空法の規定の適用が大幅に除外され、同条五項の規定により、防衛庁長官は、自衛隊が使用する航空機の安全性及び運航に関する基準、その航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛　隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、　その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならないものとされている。このことは、自衛隊機の運航　の特殊性に応じて、その航行の安全及び航行に起因する障害の防止を図るための規制を行う権限が、防衛庁長官に与えられていることを示すものである。

(二)　以上のように、防衛庁長官は、自衛隊に課せられた我が国の防衛等の任務の遂行のため自衛隊機の運航を統括し、その航行の安全及び航行に起因する障害の防止を図るため必要な規制を行う権限を有するものとされているのであって、自衛隊機の運航は、このような防衛庁長官の権限の下において行われるものである。そして、自衛隊機の運航にはその性質上必然的に騒音等の発生を伴うものであり、防衛庁長官は、右騒音等による周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運航を規制し、統括すべきものである。

　しかし、自衛隊機の運航に伴う騒音等の影響は飛行場周辺に広く及ぶことが不可避であるから自衛隊機の運航に関する防衛長官の権限の行使はその運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務づけるものといわなければならない。そうすると、右権限の行使は、右騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為というべきである。

(三)　一審原告らの自衛隊機に関する差止請求は、一審被告に対し、自衛隊機の一定の時間帯（毎日午後八時から翌日午前八時まで）における離着陸等の差止め及びその余の時間帯（毎日午前八時から午後八時まで）における音量の規制を民事上の請求として求めるものである。しかしながら、右に説示したところに照らせば、このような請求は、必然的に防衛庁長官にゆだねられた前記のような自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更な　いしその発動を求める請求を包含することになるものといわなければならないから、行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして、民事上の請求としての右差止請求は不適法というべきである。

(四)　一審原告らは、本件において、国民の権利義務を変動させるような処分行為はそもそも存在しないし、自衛隊機の運航は周辺住民との関係では全くの事実行為であるから、民事上の請求として自衛隊機に関する差止請求をすることは許される、などと主張するが、一審原告らの右主張は、右判示したところと異なる見解に立つものであるから、これを採用することはできない。

２　米軍機に関する差止請求について

　(一)　一審原告らの米軍機に関する差止請求は、米軍機の運航等に伴う騒音等による被害を主張して人格権、環境権に基づき米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差止め及びその余の時間帯における音量の規制を請求するものであるが、右請求は、後述するように、米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にない一審被告に対し、その支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めるものであって、主張自体失当というべきもので　　ある。したがって、裁判所が右差止請求の当否を判断することが安保条約及び地位協定に何ら影響を及ぼすものではないし、また、その内容に踏み込んで判断する必要もないのであるから、統治行為ないし政治問題に該当するということはできない。

　また、一審原告らの米軍機に関する差止請求は、一審被告に対し第三者（米軍）の行為の差止めを求めるというにとどまり、米国政府との交渉を義務づけたり、米国政府との外交交渉をすべきことを求めたりすることを内容とするものではないから、行政上の義務づけ訴訟ないし行政上の給付訴訟に該当するということもできない。

　さらに、一審原告らの請求の趣旨は、前記第一のとおりであって、一審被告に対して給付を求めるものであることが明らかであり、また、このような抽象的不作為命令を求める訴えも、請求の特定に欠けるものということはできない（最高裁昭和六三年(オ)第三九五号平成五年二月二五日第一小法廷判決・裁判集民事一六七号下三五九頁参照）。

　したがって、米軍機に関する差止請求に係る訴えは不適法ということはできない。

(二)　そこで、さらに進んで、米軍機に関する差止請求の当否について、便宜ここで判断することとする。

1. 一審原告らは、米軍機の運航等に伴う騒音等による被害を主張して人格権、環境権に

基づき米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差止め及びその余の時間帯における音量の規制を請求するものであるところ、一審原告らの主張する右の被害を直接に生じさせている者が一審被告ではなく米軍であることは一審原告らの主張自体から明らかであるから、一審被告に対して右のような差止めを請求することができるためには、一審被告が米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にあることを要するものというべきである。

　これを本件についてみると、前記第一で確定したとおり、厚木基地は、本判決添付の「厚木飛行場管理区分図」の青枠部分の区域からなり、我が国とアメリカ合衆国との間で締結された政府間協定により、現在、(ア)　同図面の緑斜線部分は、地位協定二条四項ａに基づき米軍と我が国の海上自衛隊の共同使用部分とされ、(イ)　同図面の赤斜線部分は、海上自衛隊の管轄管理する施設となったが、同項ｂの規定の適用のある施設及び区域として米軍に対し引き続き使用が認められ、(ウ)　その他の部分は、引き続き米軍が航空機を保管し整備等を行うため専用している、というのである。このように、厚木基地に係る一審被告と米軍との法律関　係は条約に基づくものであるから、一審被告は、条約ないしこれに基づ

　く国内法令に特段の定めのない限り、米軍の厚木基地の管理運営の権限　を制約し、その活動を制限し得るものではないところ、関係条約及び国内法令に右のような特段の定めはない。そうすると、一審原告らが米軍機の離着陸等の差止めを請求するのは、一審被告に対してその支配の及　ばない第三者の行為の差止めを請求するものというべきであるから、本件米軍機に関する差止請求は、その余の点について判断するまでもなく、主張自体失当として棄却を免れない。

1. 一審原告らは、米軍機に関する差止請求は、一審被告に対しその管理する施設の提供の制限を求めるものであるところ、厚木基地の飛行場部（本判決添付の「厚木飛行場管理区分図」の赤斜線部分）は、地位協定二条四項ｂの規定の適用のある施設及び区域として米軍に使用が認められたのであり、米軍による使用は、「日本国政府は、……施設及び区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。」との地位協定三条一項の規定によるものであって、「出入りの都度使用を認める」という類型の一時使用であり、一審被告は、条約ないしこれに基づく合意によって定まる義務の範囲外であれば、その施設管理権を制約されないから、右差止請求は認められるべきであると主張する。
2. しかしながら、一審原告らの米軍機に関する差止請求は、米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差止め及びその余の時間帯における音量の規制を求めるものであって、一審被告の管理する厚木基地の提供の制限を求めるものと解することはできないから、一審原告らの右主張は、異なる前提に基づくものであるか、又は独自の見解に立つものであるといわざるを得ない。したがって、一審原告らの右主張は、採用することができない。

二　損害賠償請求に係る訴えの適法性

１　統治行為ないし政治問題について

　一審被告は、一審原告らの損害賠償請求の当否を判断するためには、その前提として、厚木基地を自衛隊ないし米軍が使用することの適否、配備機種や運航方法の適否、さらには我が国の防衛体制や極東における米軍の配置の適否、条約の効力等について判断することが不可欠であって、これらの事項は、いずれも国家統治の基本にかかわる高度な政治性のある事項であり、統治行為ないし政治問題として裁判所が判断することは許されないと主張する。

　ところで、一審被告による厚木基地の使用及び供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかについては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に判断すべきものであるから、右判断に当たっては、厚木基地の使用及び供用の公共性ないし公益上の必要性についても検討することになる。しかしながら、右にいう公共性ないし公益上の必要性とは、ある程度抽象的類型的に考慮すれば足りるというべきであって、一審被告の主張するように、厚木基地を自衛隊ないし米軍が使用することの適否、配備機種や運航方法の適否、さらには我が国の防衛体制や極東における米軍の配置の適否、条約の効力等についてまで具体的に判断しなければならないものとは考えられない。

　　したがって、一審被告の右主張は採用することができない。

２　将来の損害の賠償請求について

一審原告らの損害賠償請求のうち、将来の損害（当審の口頭弁論の終結の日の翌日である平成10年12月18日以降に生ずべき損害）の賠償請求に係る訴えは不適法であると判断するが、その理由は後に述べるとおりである。

第三　侵害行為

　次のとおり、付加、訂正、削除するほかは、原判決233頁2行目から308頁10行目までを引用する。

１　原判決235頁8行目と9行目の間に、次のとおり付け加える。

「その後平成10年に空母がインディペンデンスからキティホークに交代した。」

２　原判決239頁4行目の「甲第7号証の227、」の次に、「甲第12号証の2ないし22、同号証の23の1ないし四、同号証の27ないし40、同号証の44の1ないし4、同号証の45ないし58、」を付け加え、5行目の「乙第10号証の31、」の次に、「乙第12号証の7の1、2、同号証の8の1、2、同号証の9、同号証の10ないし14の各1、2、同号証の15、同号証の16の1、2、同号証の17の1、2、同号証の18、同号証の19の1、2、乙第20号証の5、6、同号証の49、乙第34号証の1、乙第35号証、」を付け加える。

３　原判決242頁9行目の「計量法」を「平成4年法律第51号による改正前の計量法（昭和26年法律第207号）」と改める。

４　原判決244頁3行目から255頁4行目までを、次のとおり改める。

　「(2)　厚木基地北側の騒音状況

　昭和35年以降の各地点における騒音測定データの主なものは、原判決添付の原告ら引用図表及び本判決添付の一審原告ら引用図表にまとめられているとおりである。

　厚木基地の北側について主要なデータを抽出すると、原判決別表四1ないし９（昭和35年から平成3年まで）及び本判決別表五1ないし10（昭和56年から平成10年まで）の該当欄（野沢宅、吉見宅、林間小学校）　のとおりである。

ア　最高音は、すべて100ホンを超えており、そのほとんどが110ホン以上である。

　　野沢宅（北端北一）においては、常に120ホン前後の騒音が記録されており、昭和45年には135ホンの記録がある。吉見宅（北端北二）においては、昭和60年に114ホン、平成10年に112ホンが記録されたほかは116ホン以上の騒音が記録されており、平成四年には123ホンの記録がある。林間小学校（北端北三）においては、常に110ホンを超える騒音が記録されている。

イ　70ホン以上の騒音の一日最高測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和56年前後から従前に比べて大きな値を示すようになり、昭和60年代に入ってからは更に測定回数が増加している。

　　野沢宅（北端北一）においては、昭和57年に300回を超えて、昭和60年以降は400回台ないし600回台の数値が測定されるようになり、著しい増加がみられる（ただし、平成6年には392回、平成8年には270回、平成9年には368回が測定されている。）。

　吉見宅（北端北二）　においては、昭和57年に前年の117回から208回に増加し、以後平成9年までは200回前後から363回の間で推移している。林間小学校（北端北三）においては、昭和57年に104回を記録してから常に100回を超える回数が測定されており、平成8年には413回が測定されている。

ウ　70ホン以上の騒音の一日平均測定回数についても、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和50年代後半から測定回数が漸増する傾向にある。なお、昭和43年から45年ころにも比較的高い値（60回台）が測定されている。

　　野沢宅（北端北一）においては、昭和59年から平成5年までの間が90回台ないし100回台を推移し、平成6年から平成10年までの間が70回台ないし80回台を推移している。吉見宅（北端北二）においては、昭和58年に40回を超え、特に平成元年から平成9年までの間は50回台ないし70回台を推移した。林間小学校（北端北三）においては、昭和58年から30回前後を推移していたが、平成元年から平成10年までの間は34.8回から48.1回の間を推移している。

エ　記録された70ホン以上の騒音回数のうち、80ホン以上の騒音が占める割合（以下「80ホン以上の騒音が占める割合」という。）は、各測定地点でそれほど目立った変動はなく、野沢宅（北端北一）、吉見宅（北端北二）　においては、70パーセント前後ないし85パーセント前後の数値、林間小学校（北端北三）においても、ほとんどが70パーセント前後ないし80パーセント前後の数値を示している。

オ　70ホン以上の騒音の最高持続時間及び平均持続時間は、昭和50年代後半から増加傾向がみられる。ただし、平均持続時間は、各測定地点とも平成2年に最高値を記録したあとは、漸減する傾向にある。

カ　深夜早朝（22時から翌6時まで。以下同じ。）　の最高音は、いずれも100ホンを超えていて、野沢宅（北端北二　においては106ホンから121ホンまでの間、吉見宅（北端北二）　においては104ホンから114ホンまでの間、林間小学校（北端北三）においては103ホンから114ホンまでの間をそれぞれ推移している。

　　深夜早朝の最高測定回数は、数値にばらつきがみられ、野沢宅（北端北一）においては四回から四九回までの間、吉見宅（北端北二）においては二回から三二回奥での間、林間小学校（北端北三）　においては五回から六八回までの間をそれぞれ推移している。

　深夜早朝の平均測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和50年代後半から測定回数が漸増している。野沢宅（北端北一）においては、0.3回から1.5回の間を推移していて、昭和61年から平成3年までの間は1.0回を超えている。吉見宅（北端北二）においては、0.2回から0.9回までの間を推移していて、昭和57年から平成7年までの間は0.5回を超えている。林間小学校（北端北三）　においては、0.2回から1.0回までの間を推移していて、昭和58年からは0.5回を超えており、その中でも平成元年から平成3年までの間、平成6年、平成7年が比較的多い。

キ　日曜日の最高音は、いずれも100を超えていて、野沢宅（北端北二　においては111ホンから117ホンまでの間、吉見宅（北端北二）においては104ンから117ホンまでの間、林間小学校(北端北三）においては102ホンから116ホンまでの間をそれぞれ推移している。

　日曜日の最高測定回数は、数値にばらつきがみられ、野沢宅（北端北一）においては34回から147回までの間、吉見宅（北端北二）においては28回から107回までの間、林間小学校（北端北三）においては18回から413回までの間をそれぞれ推移している。

　日曜日の平均測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和60年代前半から測定回数が漸増している。野沢宅（北端北二においては、昭和62年から20回を超える回数が記録され、吉見宅　（北端北二）　においては、平成元年から10回を超える回数が記録され（なお、昭和57年、58年にも10回を超える回数が記録されている。）、林間小学校（北端北三）においても、平成元年から10回を超える回数が記録されている（ただし、平成4年、5年にはそれぞれ9.5回、9.7回が記録されている。）。

(3)　厚木基地南側の騒音状況

　　北側と同様に、騒音測定結果から主なデータを抽出すると、原判決別表五―ないし９（昭和35年から平成3年まで）　及び本判決別表五―ないし10（昭和56年から平成10年まで）　の該当欄（月生田宅、森山宅、富士見台小学校）のとおりである。

　ア　最高音は、森山宅（南端南南西二）で昭和54年に記録された99ホンを除き、すべて100ホンを超えており、そのほとんどが110ホン以上である。

　月生田宅（南端南南東〇・八）　においては、昭和57年及び平成10年に109ホンを記録したほかは110ホンを超える騒音が記録されており、昭和50年には129ホンの記録がある。森山宅（南端南南西二）　においては、昭和55年から110ホンを超える騒音が記録されており、平成元年には120ホンの記録がある。富士見台小学校（南端南南東三・九）においては、常に100ホンを超える騒音が記録されており、昭和49年には126ホンが記録されている。

イ　70ホン以上の騒音の一日最高測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和56年前後から従前に比べて大きな値を示すようになり、昭和60年代に入ってからは更に測定回数が増加している。

　月生田宅（南端南南東〇・八）　においては、昭和58年から常に200回を超えるようになり、昭和60年から平成5年までの間及び平成10年には300回を超える回数が記録されている。森山宅（南端南南西二）　においては、昭和56年に200回を超えるようになり、昭和57年から平成5年までの間は昭和63年を除き300回を超える回数が記録されている。富士見台小学校（南端南南東三・九）においては、昭和58年に100回を記録してから平成6年、7年を除き100回を超える回数が測定されており、平成2年には335回が測定されている。

ウ　70ホン以上の騒音の一日平均測定回数についても、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和50年代後半から測定回数が漸増する傾向にある。

　　月生田宅（南端南南東〇・八）においては、昭和59年から平成6年、7年を除いて50回を超える回数が記録されていて、昭和62年から平成3年までの間は80回以上の回数が記録されている。森山宅（南端南南西二）においては、昭和57年から平成8年まで平成6年南南東三・九）においては、昭和57年から15回を超える回数が測定されていて、昭和61年以降は昭和63年を除き20回以上の回数が測定されている。

エ　80ホン以上の騒音が占める割合は、各測定地点でばらつきがあり、月生田宅（南端南南東〇・八）においては、20パーセント台ないし80パーセント台の数値、森山宅（南端南南西二）　においては、40パーセント前後ないし50パーセント台の数値、富士見台小学校（南端南南東三・九）　においては、ほとんどが30パーセント台ないし50パーセント台の数値を示している。

オ　70ホン以上の騒音の最高持続時間は、年度によるばらつきが大きいが、昭和50年代後半から増加したということができる。

　70ホン以上の騒音の平均持続時間も、昭和50年代後半から増加している。月生田宅（南端南南東〇・八）においては、昭和57年から平成9年までの間10分を超える時間が記録されていて、その中でも昭和61年から平成5年までの間が20分前後の高い値を示している。森山宅（南端南南西二）　においては、昭和55年から平成9年までの間10分を超える時間が記録されていて、その中でも平成2年及び平成5年には20分を超える高い値を示している。富士見台小学校（南端南南東三・九）においては、昭和55年から5分を超える時間が記録されている。

カ　深夜早朝の最高音は、北側に比べて若干低い。月生田宅（南端南南東〇・八）においては、94ホンないし125ホンまでが記録されているが、昭和40年代後半において最近よりも高い数値が記録されている。森山宅（南端南南西二）においては、94ホンないし１１３ホンまでが記録され、富士見台小学校（南端南南東三・九）においては、89ホンから119ホンまでが記録されている。

　深夜早朝の最高測定回数は、数値にかなりのばらつきがみられ、月生田宅（南端南南東〇・八）においては5回から44回までの間、森山宅（南端南南西二）においては5回から86回までの間、富士見台小学校（南端南南東三・九）においては2回から31回までの間をそれぞれ推移している。

　深夜早朝の平均測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和60年ころから平成5年ころまでの間に比較的高い値を示している。月生田宅（南端南南東〇・八）　においては、0.3回から1.6回の間を推移しているが、昭和60年から平成2年までの間は0.9回を超えている。森山宅（南端南南西二）においては、0.4回から3回までの間を推移しているが、昭和61年から平成5年までの間は平成4年を除き0.9回を超えている。富士見台小学校（南端南南東三・九）においては、0.02回から1.3回までの間を推移しているが、昭和61年からは平成5年までの間は昭和63年を除き0.5回を超えている。

キ　日曜日の最高音は、富士見台小学校（南端南南東三・九）で昭和61年、62年に99ホン、平成10年に97ホンが記録されたのを除き、すべて１００ホンを超えていて、月生田宅（南端南南東〇・八）においては102ホンから114ホンまでの間、森山宅（南端南南西二）においては106ホンから113ホンまでの間、富士見台小学校（南端南南東三・九）においては97ホンから110ンまでの間をそれぞれ推移している。

　日曜日の最高測定回数は、数値にばらつきがみられ、月生田宅（南端南南東〇・八）においては26回から218回までの間、森山宅（南端南南西二）においては29回から160回までの間、富士見台小学校（南端南南東三・九）においては13回から135回までの間をそれぞれ推移している。

　日曜日の平均測定回数は、測定地点によってばらつきがみられ、月生田宅（南端南南東〇・八）においては、昭和61年から平成3年までの間に20回前後の比較的多い回数が記録され（なお、平成10年にも28.2回を記録している。）、森山宅（南端南南西二）においては、昭和56年から10回を超える回数が記録されていて、平成2年からは平成4年の19.1回を除いて13回前後から14回前後までの回数が記録され、富士見台小学校（南端南南東3.9）　においては、平成2年から平成5年までの間8回を超える回数が記録されている。

　厚木基地西側の騒音状況

　西側について、騒音測定結果から主なデータを抽出すると、原判決別表五1ないし９（昭和35年から平成3年まで）及び本判決別表五１ないし10（昭和56年から平成10年まで）の該当欄（綾西小学校、柏ヶ谷小学校、ひばりが丘小学校）のとおりである。

ア　最高音は、すべて100ホンを超えており、105ホンないし115ホンの範囲の音が大部分を占めている。綾瀬小学校（南端西一・五）においては、昭和49年に128ホンが記録されている。

　　綾西小学校（南端西南西三・二）においては、常に105ホンを超える騒音が記録されており、平成八年には112ホンの記録がある。

　柏ヶ谷小学校（北端西三）　においては、常に104ホン以上の騒音が記録されており、昭和56年には117ホンの記録がある。ひばりが丘小学校（北端北西２．６）　においては、常に108ホン以上の騒音が記録されており、そのほとんどが110ホン以上の騒音である。

イ　70ホン以上の騒音の一日最高測定回数は、昭和55年以降、100回台ないし400回台まで記録されているが、200回台の記録が多い。

　　綾西小学校（南端西南西3.2）においては、平成2年に498回が記録されたほか、昭和62年から平成2年までの間に300回を超える回数が記録されている。柏ケ谷小学校（北端西三）　においては、昭和62年に402回が記録されたほか、平成2年から平成5年までの間及び平成10年に300回を超える回数が記録されている。ひばりが丘小学校（北端北西二・六）においては、昭和62年に320回が記録されたほか、昭和57年から平成5年までの間昭和59年を除いて200回を超える回数が記録されている。

ウ　70ホン以上の騒音の一日平均測定回数は、綾西小学校（南端西南西三・二）においては、昭和59年から平成3年までの間は40回台ないし70回台まで測定されたが、平成4年以降は30回台の回数が記録されている（なお、平成6年は29.2回が記録されている。）。

　柏ケ谷小学校（北端西三）　においては、昭和59年以降40回台ないし70回台まで測定されている。ひばりが丘小学校（北端北西二・六）においては、昭和57年から昭和59年までの間に50回台が続き、その後40回台ないし30回台となり、さらに平成6年以降は20回台が記録されている。

エ　80ホン以上の騒音が占める割合は、測定地点及び年度によってばらつきがある。

　　綾瀬小学校（南端西一・五）においては、昭和44年から昭和48年の間及び昭和52年に57パーセントないし68パーセント、柏ケ谷小学校（北端西三）　においては、昭和47年から昭和52年の間に53パーセントないし79パ－セント、東中学校においては、昭和51年ないし昭和53年に41パーセントないし45パーセント、ひばりが丘小学校（北端北西二・六）　においては、昭和62から平成5年までの間及び平成8年ないし平成10年の間に40パーセントないし52パーセントがそれぞれ記録されているが、これ以外の時期については30パーセント台以下である。綾西小学校（南端西南西三・二）においては、昭和56年以降20パーセント台以下であり、それも漸減する傾向がみられる。

オ　70ホン以上の騒音の最高持続時間及び平均持続時間は、昭和57年あるいは58年以降に大きな値が示されているが（なお、綾瀬小学校（南端西一・五）における平均持続時間は、昭和40年代後半においても比較的大きな値を示している。）、平成6年ないし平成8年までの間は比較的小さな値となっている。

カ　深夜早朝の最高音は、南側よりもやや低めであり、90ホン台が目立つ。綾西小学校（南端西南西三・二）においては87ホンないし108ホン、柏ケ谷小学校（北端西三）においては85ホンないし101ホン、ひばりが丘小学校（北端北西2.6）　においては89ホンから105ホンまでが記録されている。

　深夜早朝の最高測定回数は、数値にかなりのばらつきがみられ、綾西小学校（南端西南西三・二）　においては五回から四九回までの間、柏ケ谷小学校（北端西三）　においては三回から一四九回までの間、ひばりが丘小学校（北端北西二・六）　においては五回から六二回までの間をそれぞれ推移している。

　深夜早朝の平均測定回数は、測定地点によって若干の差異はあるが、昭和63年ころから平成4年ころまでの間に比較的高い値を示している。綾西小学校（南端西南西三・二）　においては、0.1回から2.4回の間を推移しているが、昭和63年から平成2年までの間が1.1回を超えている。柏ヶ谷小学校（北端西三）においては、0.1回　から1.5回までの間を推移しているが、平成元年から平成4年までの間は1.0回以上である。ひばりが丘小学校（北端北西2.6）　に　おいては、0.2回から1.4回までの間を推移しているが、昭和63年から平成3年までの間は1.0回以上である。

キ　日曜日の最高音は、各測定地点で数回90ホン台が記録されているが、ほとんどは100ホン以上であり、綾西小学校（南端西南西三・二）　においては96ホンから109ホンまで、柏ケ谷小学校（北端西三）においては93ホンから110ホンまで、ひばりが丘小学校（北

　端北西二・六）においては96ホンから114ホンまでをそれぞれ推移している。

　日曜日の最高測定回数は、数値にばらつきがみられ、綾西小学校（南端西南西三こＩ）　においては8回から445回までの間、柏ヶ谷小学校（北端西三）においては12回から182回までの間、ひばりが丘小学校（北端北西二・六）においては36回から154回までの間をそれぞれ推移している。

　日曜日の平均測定回数は、測定地点によってばらつきがみられ、綾西小学校（南端西南西三・二）においては、昭和61年から平成3年までの間10回を超える比較的多い回数が記録され（なお、平成10年にも14.5回を記録している。）、柏ヶ谷小学校（北端西三）　においては、平成元年以降は平成六年に8.9回、平成8年に9.8回を記録したほかは10回を超える回数が記録され、ひばりが丘小学校（北端北西2.6）　においては、昭和56年から平成4年までの間に昭和63年に8.7回を記録したほかは10回を超える回数が記録されている（なお、平成10年にも11.1回を記録している。）。

　厚木基地東側の騒音状況

　東側については、大部分が尾崎宅（中央東〇・八）のデータであるが、その主なものを抽出すると、原判決別表五Ｉないし９（昭和35年から平成3年まで）及び本判決別表五―ないし10（昭和56年から平成10年まで）の該当欄（尾崎宅）　のとおりである。

ア　最高音は、すべて100ホンを超えており、昭和44年から昭和50年までの間は、昭和49年に128ホンを記録したほか、いずれも110ホン台である。昭和51年以降は、103ホンない115ホンの騒音を記録している。

イ　70ホン以上の騒音の最高測定回数は、昭和55年に100回台になってから増加傾向を示し、昭和63年以降は200回台以上を記録している。また、平成10年には515回を記録している。

ウ　70ホン以上の騒音の平均測定回数は、昭和44年、45年に70回台であったが、その後減少し始め、昭和55年前後から再び増加傾向を示し、昭和62年から平成3年までの間及び平成10年には60回台ないし80回台の数値を記録している（なお、平成10年には116.2一回が記録されている。）。

エ　80ホン以上の騒音が占める割合は、昭和50年から昭和52年及び昭和57年から昭和61年までの間に、60パーセント台ないし70パーセント台を記録している。昭和63年には86.6パーセントを記録したが、平成になってからの数値はそれほど高くない。

オ　70ホン以上の騒音の最高持続時間及び平均持続時間は、昭和56年ころから増加傾向にある。平均持続時間は、昭和44年、45年においてもかなり高い値を示している。

力　深夜早朝の最高音は、90ホンないし104ホンを記録している。

　　深夜早朝の最高測定回数は、数値にかなりのばらつきがみられ、4回から71回までの間を推移している。深夜早朝の平均測定回数は、昭和62年以降大きな値を示しており、

　その中でも昭和63年から平成2年までの間及び平成9年が比較的高い。

キ　日曜日の最高音は、昭和56年、57年に90ホン台が記録されているが、ほとんどは100ホン以上であり、95ホンから115ホンまでを推移している。

　日曜日の最高測定回数は、数値にばらつきがみられ、21回から278回までの間を推移している。日曜日の平均測定回数は、昭和60年以降10回を超える回数が記録されてお。り、その中でも昭和63年から平成2年までの間及び平成8年から平成10年までの間は20回を超える回数が記録されている。」

５　原判決二五五頁四行目と五行目との間に、次のとおり付け加える。

　「(6)　検証の結果

　原審における検証の際の測定値は、原判決添付の原告ら引用図表の表３、表４及び被告最終準備書面（第一分冊）四一八頁二行目から四三四頁八行目までに引用された数値のとおりである。当審における検証の際の測定値は、本判決添付の一審原告ら引用図表の別表10及び一審被告の最終準備書面一四五頁一〇行目から一五四頁九行目までに引用された数値のとおりである。‘当審における検証の際の騒音について、一審被告は、一審原告らの主張するような強度のものではないと指摘し、これに対し、一審原告らは、当審における検証の際の騒音の測定値がそれほど大きくなかったとしつつ、当日の飛行方向、天候（曇り後に降雨）が影響していると指摘する。」

６　原判決二五五頁五行目の「空母ミッドウェーの横須賀入港と騒音状況」を「空母ミッドウェー及び同インディペンデンスの横須賀入港と騒音状況」と改め、二五五頁一〇行目の「一一九の二」の次に「、甲第12号証の13、二七、乙第12号証の三四の1、二、乙第二〇号証の六」を付け加え、二五八頁一〇行目と一　一行目との間に、次のとおり付け加える。

「　平成3年9月からは、空母ミッドウェーに代わって、空母インディペンテンスが横須賀港に入港するようになった。その入港状況は、次のとおりである（なお、平成3年には、空母ミッドウェーが8月までに100日間横須賀港に入港している。）。

平成3年 63日

　　4年 155日

　　5年 207日

　　6年 233日

7年 200日

8年 203日

　右の入港状況によると、年度によって多少の差異はあるが、空母インディペンデンスは、およそ一年の半分以上は横須賀港に入港していることになる。空母インディペンデンス艦載機は、空母ミッドウェー艦載機と同様に、空母インディペンデンスの入港三日前くらいに厚木基地に飛来し、その出港三日後くらいに帰艦するので、このことを考慮すると、艦載機は半年以上厚木基地において離着陸している計算になる。

　平成7年の騒音状況を滑走路に近い野沢宅（北端北一）についてみると、70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と同平均持続時間は、89回、24分54秒であるが、空母インディペンデンス入港中の一日平均値は、103回、30分44秒であるのに対し、同空母出港中のそれは、73回、17分50秒である。

　また、月ごとの騒音状況を野沢宅（北端北二及び月生田宅（南端南南東〇・八）　についてみると、空母インディペンデンス不在の月における100ホン以上の騒音測定回数（前記のとおり、100ホン以上の騒音は米軍機によるものと考えられる。）は、他の月の測定回数及び月平均測定回数（年間測定回数から計算したもの。）　に比べて目立って少ないことが多く、また、同空母不在の月について計算した70ホン以上の騒音発生回数に占める100ホン以上の騒音の発生回数の割合も、当該年度全体について計算した割合よりも低いことが多い。例えば、平成7年についてみると、5月、9月、10月は空母インディペンデンスが出港中であるが、野沢宅において、右期間の100ホン以上の騒音発生回数は、順に31回、50回、49回であり、同年の100ホン以上の騒音発生回数の月平均は、244回である。同じく100ホン以上の騒音が占める割合を当該月ごとに計算すると、順に1.4パ－セント、2.6パーセント、2.4パーセントとなるが、平成7年全体では9.0パーセントである。月生田宅においても同様であり、右期間の100ホン以上の騒音発生回数は、順に11回、9回、13回であるが、同年の月平均は、80回である。100ホン以上の騒音が占める割合を月ごとに計算すると、順に0.9パーセント、1.6パーセント、1.6パーセントであるが、平成7年全体の数値を平均すると5.7パーセントである。そのほかの測定データについても、数値が比較的低いときは、空母インディペンデンスの出港期間中である場合が多いことがうかがわれる。」

７　原判決二五八頁一　一行目の「空母ミッドウェー」を、「空母ミッドウェー又は同インディペンデンス」と改める。

８　原判決二五九頁九行目の「同号証の一七〇四、」の次に「甲第二一号証の一、同号証の一三、」を、「乙第一〇号証の五六、」の次に「乙第二〇号証の四九、」を付け加える。

９　原判決二六〇頁二行目の「順に、」から四行目の「である。」までを、次のとおり改める。

　「次のとおりである。

昭和57年 75日

　　58年 70日

　　59年 32日

　　60年 40日

　　61年 62日

　　62年 58日

　　63年 54日（一審原告らによると55日）

平成　元年 45日（一審原告らによると44日）

　　　2年 30日

　　　3年 33日

　　　4年 28日

　　　5年 32日

　　　6年 5日

　　　7年 9九日

　　　8年 8日

　　　9年 4日

10年 7日　（7月まで）　」

10　原判決二六六頁二行目と三行目との間に、次のとおり付け加える。

「(4)　空母ミッドウェー艦載機によるＮＬＰは、当初、三沢、岩国の両飛行場で開始されたが、両飛行場が同空母の母港である横須賀港から遠距離に位置するため、支援要員の増加、維持修理、補給面での負担等の問題から、昭和57年2月から厚木基地で行われるようになった（なお、前記のとおり、平成3年9月からは、空母ミッドウェーに代わって、空母インディペンデンスが横須賀港に入港するようになった。）。神奈川県や関係七市は、早い段階から一審被告や米軍に対し、ＮＬＰの中止や代替訓練施設の設置を繰り返し要請し、また、米軍も、昭和58年8月、一審被告に対し、厚木基地に代わる施設として、横須賀、厚木から100ノーティカルマイル（約一八〇キロメートル）　以内であること、一定規模（長さ1800メートルから2400メートル、幅150メートル等）以上の滑走路があること等の条件を備えた飛行場の提供を要請した。

一審被告は、調査検討の結果、三宅島に代替飛行場を設置することを計画したが、三宅島村議会は、昭和59年1月、右飛行場の誘致に反対する決議をした。一審被告は、三宅島に代替飛行場を設置する計画の実現にはなお相当の期間を要するものと見込まれたので、厚木基地周辺の騒音軽減のため、米軍に対し、三宅島に代替飛行場を設置するまでの暫定

措置として、硫黄島で艦載機着陸訓練を実施するよう申し入れ、米軍は、平成元年1月、基本的に右申入れを受け入れた。そこで、一審被告は、平成元年度から滑走路関連施設、給油施設等着陸訓練に必要な施設の整備に着手し、総額約166億8600万円の費用をかけて、平成5年3月に右施設を完成させた。

　硫黄島において実施されたＮＬＰの日数は、次のとおりである。

平成　3年 6日

　　　4年 4日

　　　5年 24日

　　　6年 7日

　　　7年 27日

　　　8年 19日

　　　9年 18日

10年 5日　（7月まで）

　硫黄島における施設の整備により、厚木基地におけるＮＬＰの実施日数は、前記のとおり、平成6年以降顕著に減少し、また、騒音発生状況も相当程度改善されたということができ、新聞でもそのような報道が多くなされた（乙第二一号証の一のＩ、三、四、六、八、同号証の三の七、同号証の四の一）。すなわち、一審被告が指摘しているように（一審被告最終準備書面一三九頁以下）、平成5年と6年の騒音状況（70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と一日平均持続時間）を野沢宅（北端北一）、月生田宅（南端南南東〇・八）及び林間小学校（北端北三）につ)いてみると、本判決別表五３及び６のとおり、野沢宅においては、平成5年の70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と同平均持続時間が102回、32分37秒であるが、平成6年のそれが84.5回、24分54秒であり、月生田宅（南端南南東〇・八）においては、平成5年の70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と同平均持続時間が59回、19分57秒であるが、平成6年のそれが44回、13分02秒であり、また、林間小学校（北端北三）　においては、平成5年の70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と同平均持続時間が40.4回、13分47秒であるが、平成6年のそれが36.3回、13分33秒である。

　しかしながら、厚木基地におけるＮＬＰの実施日数が平成六年以降顕著に減少したといっても、平成6年における一年を通しての騒音発生状況を野沢宅（北端北二　についてみると、一日当たり平均騒音測定回数100回を超える日が、1月は3日（最高音116ホン、一日当たり最高測定回数141回、以下同じ。）、2月は1日（114ホン、118回）、3月は10日（118ホン、282回）、4月は22日（118ホン、258回）、5月は16日　（117ホン、306回）、6月は8日（117ホン、148回）、7月は8日（117ホン、240回）、8月は7日（113ホン、171回）、9月は9日（118ホン、168回）、10月は10日（118ハホン、194回）、11月は6日（119ホン、200回）、12月は17日（118ホン、392回）　となる。平均すると、大体3日に1回の割合で一日当たり100回を超える70ホン以上で持続時間5秒以上の騒音に曝されるのであり、最も騒音測定回数の多い日（12月1日）は392回に上っており、最高音も113ホンから119ホンの間であるから、相当激甚な騒音発生状況が続いているものというべきである。また、70ホン以上の騒音の一日平均測定回数と同平均持続時間についてみても、野沢宅においては、平成6年以降の最小値又は最少時間は74.4回、20分16秒（いずれも平成10年）　であるが、ＮＬＰ開始前である昭和56年以前の数値からみると、改善されたものということはできないのであり、このことは、月生田宅（南端南南東〇・八）及び林間小学校（北端北三）についても同様である。そのほか、年間の騒音測定回数及びそのうちＮＬＰによる騒音測定回数の推移を野沢宅（北端北一）についてみると、一審原告ら引用図表の別表２の「年計（内ＮＬＰ）」欄のとおりであり、ＮＬＰによる騒音の全体に占める割合は、昭和五七年から平成5年までの間の全体で計算すると104パーセントであるから、これによれば、ＮＬＰの分散訓練が行われても、当然に厚木基地周辺地域における騒音発生回数が大幅に減少するものと期待することはできない。

　　また、硫黄島の代替施設は、厚木基地から約1800キロメートルの距離にあって、米軍が一審被告に要請した代替飛行場としての条件を備えておらず、右施設はあくまで暫定的なものとされているから、今後硫黄島でどの程度ＮＬＰが実施され、厚木基地における訓練がどの程度減少するかは、米軍の運用いかんにかかっており、少なくともＮＬＰの硫黄島への完全移転が実現される見通しは立っていない。」

11　原判決二六八頁一行目と二行目との間に、次のとおり付け加える。

「(7)　デモンストレーション飛行

　厚木基地においては、毎年基地開放日にデモンストレーション飛行が行われてきたが、平成5年ころから開放日一、二日の飛行及びその前二、三日のリハーサル飛行が行われるようになり、多数の航空機愛好者が訪れているが、その一方、厚木基地の付近の住民から事故発生の危険に対する不安と騒音の被害を訴える苦情が多く寄せられ、神奈川県及び周辺七市は、厚木航空施設司令官等に対し右デモンストレーション飛行の中止を要請した（甲第コー号証の四二、第一七号証の一　一、第二〇号証の一五ないし四四等）。

(8)　航空機騒音の特殊性

　　航空機騒音は、一審被告も指摘するように、①騒音暴露の持続時間が短く一過性で間欠的であること、②飛行場からの距離、離着陸の別、離着陸の方向、飛行経路によって騒音の影響が異なること、③屋内においては一定程度緩和されること、等の特殊性を有することは明らかであり、侵害行為としての航空機騒音を考察するに際しては、これらの特殊性を十分考慮すべきである。

　もっとも、右のような航空機騒音の特殊性は、航空機騒音の評価方法であるＷＥＣＰＮＬの算出において考慮されているし、航空機騒音に係る環境基準の設定及び生活環境整備法に基づく区域指定においても考慮されているところである。

　また、騒音の大きさないし影響は、音源（飛行場ないし飛行経路）からの距離によるところが最も大きいと考えられるから、飛行場から離着陸する航空機による騒音の影響を考慮するについては、飛行場からの距離が重要であり、騒音の測定結果等によって行われた生活環境整備法に基づく区域指定が基本的に騒音コンター（等音線）をもって画されるの

は当然のことであって、同一の指定区域の中では、ほぼ騒音の大きさ及び被害は近似するものと考えられる。」

　原判決二七一頁四行目の「継続し、」を「継続する。」と改め、その次に「深夜早朝に生ずることも多い。」とあるのを削除する。

　原判決二八八頁二行目の末尾に次のとおり付け加える。

　「ところで、防衛施設庁は、環境基準に対応して防衛施設たる飛行場について周辺対策を行うため、防衛施設としての飛行場に適合するＷＥＣＰＮＬを定めるにつき、日本音響材料協会に研究を委託し、同協会は専門学者を含む調査研究委員会を設けて研究を行ったが、同研究委員会は、ＷＥＣＰＮＬの理念と防衛施設周辺の騒音の特殊性を考慮しつつ公共用飛行場のＷＥＣＰＮＬとの整合を図って防衛施設としての飛行場に適合するＷＥＣＰＮＬを定めたものであり、右の処理、殊に騒音発生回数Ｎに累積度数九〇パーセントに

当たる日の飛行回数を代入する点は、防衛施設たる飛行場のように航空機の飛行回数及び飛行経路が特定できない場合において、騒音を受けた人の感じる影響を考慮したものであって、それ自体科学的な根拠を有するということができ、必ずしも周辺対策の対象戸数を増やすためのみによって決定されたものではないと認められる（甲第一三号証の一〇、当審証人田村明弘の証言、弁論の全趣旨）。」

　原判決三〇四頁一〇行目の「二九のとおりである。」を「二九のとおりであり、」と改め、その次に「平成二年から平成一〇年までの間の厚木基地に関連する墜落事故、不時着事故、落下物事故等は、その証拠を含め一審原告ら引用図表の別表26のとおりである。」を付け加える。

　原判決三〇五頁一一行目から三〇六頁八行目までを、次のとおり改める。

　「厚木基地に関連した事故及び厚木基地周辺で発生した事故は二四三件にのぼり、その内訳は、墜落八〇件、不時着五〇件、落下物六三件、その他五〇件である（ただし、前記のとおり、墜落と不時着の件数は、正確には確定し難い。）。このうち半数以上が、厚木基地内及びその付近並びに厚木基地周辺の大和市、綾瀬市、藤沢市、相模原市、座間市及び海老名市において発生しており、大和市における事故発生件数は五〇件、厚木基地内及びその付近並びに綾瀬市、藤沢市及び相模原市における件数は、それぞれ一五件前後と　　　なっている。この間、複数の死者を出す悲惨な事故も何回か発生しており、全体的にみて死傷者の数も決して少なくない。」

第四　被害

　次のとおり、付加、訂正するほかは、原判決三〇九頁二行目から四四一頁三行目までを引用する。

―　原判決三六五頁九行目の「総合すれば、」の次に「騒音と睡眠妨害との間の量的な対応関係が高度に解明されたとはいい難いとしても、」を付け加え、三六六頁六行目の「多くないが、」を「多くなく、夜間の通常の睡眠時間帯には部屋を締め切るなどしていて、防音工事のされた部屋では騒音の減衰効果もあるといえるが、」と改め、同頁七行目の「原告らの」の次に「体質や心理状態等、」を付け加える。

２　原判決四二四頁一行目及び五行目の「ＥＣＰＮＬ」をいずれも「ＷＥＣＰＮＬ」と改める。

３　原判決四四一頁三行目の次に、行を改めて次のとおり付け加える。

「　当審において、当裁判所は、一審原告らの各陳述録取書を含む書証及び一審原告平本二郎、同畠山多美子、同熊野遼次、同小林邦子、同陳内紀僥、佐藤勝男の各本人尋問を行った。これらの陳述録取書及び本人尋問において、一審原告らは基本的に原審と同様の被害を訴えていることが認められる。なお、平成二年ころに行われたＮＬＰの際等に大和市役所等に多数のかつ激しい調子の苦情が寄せられたが（甲第一七号証の一　一ないし二九

（枝番号を含む。））、平成五年に硫黄島におけるＮＬＰが行われるようになり、分散訓練が行われるようになってからは、厚木基地でＮＬＰが実施された場合でも苦情の件数等が少なくなったことが報道されている（乙第二一号証のＩ、三、四（枝番号を含む。））。」

第五　厚木基地の使用ないし供用の公共性

　　　次のとおり、付加、訂正するほかは、原判決四四三頁二行目から四五三頁六行目までを引用する。

１　原判決四四五頁一〇行目の「同号証の一　一四、」の次に「甲第二一号証の一」を、一　一行目の「五一ないし五三」の次に「、乙第二〇号証の四六ないし四八」を付け加える。

２　原判決四四七頁四行目の「昭和五四年六月」から五行目の「出動している。」までを、「昭和五四年六月から平成九年八月までの間、合計二一回にわたり、近郊の火災消火のために出動している。」と改める。

３　原判決四四八頁二行目の「検討中であるが」を「検討したが」と改め、同頁四行目の「整備している。」を「整備し、平成三年から分散訓練を実施している。」と改める。

第六　周辺対策及び音源対策等

次のとおり、付加、訂正するほかは、原判決四八三頁二行目から五一三頁七行目までを引用する。

１　原判決四八三頁七行目の「乙第一〇号証の四六、」の次に「乙第一九号証の五のＩないし二二、同号証の六、八、九、同号証の一三の一、二、」を付け加える。

２　原判決四八四頁三行目を「原判決添付の被告引用図表の第四表ないし第二〇表及び本判決添付の一審被告引用図表の第一表ないし第二三表に整理されているとおりである。」と改める。

３　原判決四八七頁五行目と六行目の間に次のとおり付け加える。

　「昭和四八年に設定された航空機騒音に係る環境基準の「第２　達成期間等」では、後記第七（違法性）において検討するように、その「―」で、公共用飛行場の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに一定の達成期間内に環境基準（値）が達成されるものとするとしているが、達成期間が五年をこえる地域においては、中間的に改善目標を達成しつつ、段階的に環境基準（値）が達成されるようにするものとするとしている。そして、自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の　密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある公共用飛行場の区分に準じるべきものとしており（第２の２）、厚木基地はその第一種飛行場に類似するものと認められるところ、第一種飛行場については「一〇年以内に、七五ＷＥＣＰＮＬ未満とすること又は七五ＷＥＣＰＮＬ以上の地域において屋内で六〇ＷＥＣＰＮＬ以下とすること。」とされている。ところで、その「３」では、航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、「―」の達成期間で環境基準（値）を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準（値）が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準（値）　の速やかな達成を期するものとする、としているが、一審被告の周辺対策としての住宅防音工事は、右の趣旨によるものと考えられる。」

４　原判決四八九頁三行目の「にのぼる」の次に、「（更に、平成九年度までに、一七万五一四四世帯（うち五万九〇三五世帯が追加工事）について、一審被告の助成による防音工事が完成しており、その補助金総額は、約四〇六六億七〇九三万円にのぼる。）。」を付け加える。

５　原判決四八九頁六行目から四九〇頁三行目までを、次のとおり改める。

　「ＷＥＣＰＮＬ八〇以上の区域において、住宅防音工事の助成を必要とする住宅（世帯）数は、約八万一六〇〇戸（世帯）　であるが、そのうち住宅防音工事の希望世帯八万一〇二六戸（世帯）に対しては、平成九年度末までに既にその工事を完了している。ＷＥＣＰＮＬ七五以上八〇未満の区域において、住宅防音工事の助成を必要とする住宅（世帯）数は、約三万六〇〇〇戸（世帯）であるが、そのうち住宅防音工事の希望世帯三万五〇八三戸（世帯）に対しては、平成九年度末までに既にその工事を完了している。また、全室防

　音工事は、ＷＥＣＰＮＬ七五以上の区域において五万九〇三五戸（世帯）　について完了している。」

６　原判決四九一頁一〇行目から四九二頁二行目までの４項を、次のとおり改める。

　　「一審原告ごとの住宅防音工事の実績については本判決添付の一審被告引用図表の第一表及び第二表のとおりである。一審原告らについて、その工事費用を平成九年度ま七の実績によってみると、新規工事については一世帯平均約一八六万円、追加工事についてはＩ世帯平均約三七三万円にのぼる。」

７　原判決四九二頁七行目の「減されるというべきである。」の次に「室内においてＷＥＣＰＮＬ六〇以下の状態が保持されるようになれば、さきにＩで触れた環境基準の「第２　達成目標等」の「３」が達成されたことになる。」を付け加える。

８　原判決四九四頁一行目の「できない。」の次に、次のとおり付け加える。

　　「一審被告は、部屋数は限定されているにしても、十分静ひつな場所として住宅防音工事の実施された部屋が常に確保されているという事実は重視されるべきである、住宅防音工事は、単に住宅の防音機能が増大するのみならず、新築建物のような美観が再生され、あわせて空調装置等の機能が備わるという副次的効果も大きい、冷房等の使用による健康上の悪影響の発生など起こるはずがない、住宅防音工事施工室内においては十二分に快適な日常生活が営めるよう配慮されているし、右施工室の窓や出入口等を開放しても、開放

と同時に、また、開放の度に航空機の騒音が到達して、一審原告らの生活に影響を及ぼすわけではないと主張するが、一審被告の主張は、住民の生活実態や航空機騒音の特質を軽視している面があるといわざるをえないし、一審被告の主張を考慮したとしても、住宅防音工事によって騒音被害が十分に救済されるとは考え難いものである。」

９　原判決四九四頁一一行目の「職業訓練校」を「職業能力開発校等」と改め、四九五頁二行目から六行目までを、次のとおり改める。

　「平成九年度までの実績は、本判決添付の一審被告引用図表の第九表のとおりであり、補助金の交付金額は、小・中学校がニー一億二〇六五万四〇〇〇円（112校）、高校・併設校が六四億一四二〇万七〇〇〇円（一七校）、大学が一七三二万三〇〇〇円（一校）、幼稚園・保育所が七二億六〇四〇万円（四七施設）、薄弱児通園施設・薄弱者更生施設・薄弱者授産施設が三億四四六八万円（四施設）　である。」

　原判決四九五頁一一行目の「その実施状況は」から四九六頁二行目の「である。」までを、次のとおり改める。

　「その実施状況は、本判決添付の一審被告引用図表第一七表のとおりであり、平成九年度までの交付金額は、八事業主体に対して約一三厖六三八四万円である。」

　原判決四九六頁七、八行目の「母子健康センター」の次に「等」を付け加え、八行目の「平成」から一一行目の「である。」までを、次のとおり改める。

　「平成九年度までの実績は、本判決添付の一審被告引用図表の第九表のとおりであり、補助金の交付金額は、病院一九施設、特別養護老人ホーム三施設、デイサービスセンター三施設、老人介護支援センターニ施設につき、合計約二四億〇四三八万円である。」

　12　原判決四九七頁一〇行目の「平成」から四九八頁二行目の「行ってまでを、次のとおり改める。

「平成九年度までの防音助成の実績は、本判決添付の一審被告引用図表の第一一表のとおりであり、公民館、図書館、学習等供用施設、保健相談センター施設、特別集会施設、老人福祉センター施設等合計七七施設について、合計約七八億一〇六七万円の補助を行っている。」

　原判決五〇〇頁一〇行目から五〇一頁四行目までを、次のとおり改める。

　「平成九年度までの移転措置の実績は、原判決添付の被告引用図表の第五表及び本判決添付の一審被告引用図表の第五表のとおりである。昭和五九年五月三一日の告示の時点において、移転措置の対象区域は面積約三二〇ヘクタール、移転補償の対象家屋数は約一七〇〇戸であったが、平成九年度末において、移転済み建物の戸数は二三五戸、買収済みの土地は六八万四一六二平方メートルであり、支出金額は合計約六三億六八二〇万一四九〇円である。」

　原判決五〇一頁五行目から六行目の「昭和五九年度及び六〇年度を除き、昭和四七年度から平成二年度まで」を「昭和五九年度、六〇年度及び平成五年度を除き、昭和四七年度から平成九年度まで」と、同六行目の「及び二年度」を「ないし四年度」と改める。

　原判決五〇一頁八行目の「る。」の次に、次のとおり付け加える。

「一審被告は、移転措置制度を利用するか否かは、土地、建物を所有する者の意思に委ねられているから、一審被告が積極的に取り組んでも、これを利用する者の家庭的事情、当該地域の地理的優位性、土地への愛着等から、この制度を利用せず、当該区域に居住等を継続することを選択している者が大半であって、これも致し方ないところであるから、右制度の利用実績のいかんに関らず、右のような施策が採られていること自体が評価されるべきであると主張する。しかしながら、右の施策が採られていること自体は評価すべきであるとしても、一審被告自身が自認するように、右制度を利用するか否かは土地、建物を所有する者の意思に委ねられているのであるから、右制度の利用が少ないごとをもって、一審原告らに不利益に取り扱うことはできないというべきである。」

　原判決五〇二頁六行目から八行目までを、次のとおり改める。

　「平成九年度までの実績は、原判決添付の被告引用図表の第七表及び本判決添付の一審被告引用図表の第七表のとおりであり、五二万三九七三平方メートルの土地区域を緑地緩衝地帯とし、約八億八六八九万三九五〇円を支出した。」

　原判決五〇三頁二行目の「できない。」の次に、次のとおり付け加える。

　「一審被告は、「植栽の理論と技術」　（乙第一九号証の二）を援用して、樹木の植栽による遮音効果について主張する。しかしながら、同号証には、「植樹による減衰値は、立木密度（単位面積当りの植樹本数）、配列方法、樹種、樹高、枝葉の密度などによって一概にはいえないが、一般に樹木は枝葉の間に空隙が多く、音はその間を回折し透過するので、騒音を防ぐ目的には著しい効果を期待することはできない。むしろ音源や遮音建造物を遮蔽することによる心理的効果のほうが大きい。」という記載もあるから、右記載にかんがみると、樹木の植栽による遮音効果がそれほど大きいものであるとは考えられないし、厚木基地周辺の緑地帯における立木密度、配列方法、樹種、樹高、枝葉の密度等についての具体的な主張はなく、その実際の効果の程度を認めるに足りる証拠もない。」

　原判決五〇五頁二行目の「補填延べ件数は」から三行目の「である。」までを、次のとおり改める。

　「平成三年度以降、平成九年度末までの実績は、本判決添付の一審被告引用図表の第一三表のとおりであり、補てん延べ件数は一六四万七三四一件、補てん総額は約九五億〇七〇三万二一八一円である。」

　原判決五〇六頁一行目から三行目までを、次のとおり改める。

　「その実績は、原判決添付の被告引用図表の第一四表及び第一五表並びに本判決添付の一審被告引用図表の第一四表及び第一五表のとおりであり、一審被告は、平成九年度までに、テレビ共同受信施設の設置に総額約一九億九二四六万三〇〇〇円、排水路改修工事に総額約三〇億〇四六三万七〇〇〇円の補助金を交付している。」

　原判決五〇六頁七行目の「きない。」の次に、次のとおり付け加える。

　「一審被告は、一審被告の行っている各種の周辺・対策のすべてが、直ちに騒音の大きさを顕著に低下させるものではないとしても、周辺住民の生活の安定及び福祉の向上を図るものであり、これにより周辺住民の騒音源に対する好意的評価を高め、それがひいては騒音により被る精神的不快感を解消し、又は軽減する効果があるから、右諸施策は、違法性を認めることを困難とする事情の一つとして相応の評価をすべきであると主張する。確かに、乙第一九号証の三（「音源に対する態度によりうるささの反応を変化させる可能性」

と題する論文）　には、飛行場周辺住民のうるささが音源に対する社会的態度によって大きな変容を受けるものであることが示されており、このことは経験則上も理解しうるところではあるが、本件において、一審被告の行っている各種の周辺対策は、一審原告らが住居を中心に被っている航空機騒音による被害に対しては間接的な効果をもつにとどまり、かつ、右周辺対策が一審原告らの騒音源に対する好意的評価を高めたとの具体的事実は特段うかがえないから、一審被告の右主張を考慮したとしても、右周辺対策を格別に評価

することはできない。」

　原判決五〇八頁五行目の「その実績は」から七行目の「交付された。」までを、次のとおり改める。

「その実績は、原判決添付の被告引用図表の第一六表及び本判決添付の一審被告引用図表の第一六表のとおりであり、昭和五〇年度から平成九年度までに、大和市及び綾瀬市に対し、総額約一三一億五二四〇万四〇〇〇円の調整交付金が交付された。」

　原判決五〇九頁一　一行目の「このために」から五一〇頁一行目の「である。」

までを、次のとおり改める。

　「このために一審被告が支出した賃料の総額は、原判決添付の被告引用図表の第一九表及び本判決添付の一審被告引用図表の第一九表のとおりであり、平成九年度までで約四億四五〇一万九四六五円である。」

　原判決五一　一頁二行目から四行目までを、次のとおり改める。

「原判決添付の被告引用図表の第二〇表及び本判決添付の一審被告引用図表の第二〇表のとおり、これまでに、相模原市、大和市、座間市、綾瀬市及び藤沢市に交付した基地交付金の総額は約二八六億〇二三四万八〇〇〇円、調整交付金の総額は約六七億六〇〇七万三〇〇〇円である。」

第七　違法性

　次のとおり、付加、削除、訂正するほかは、原判決五一五頁二行目から五三九頁九行目までを引用する。

１　原判決五二三頁一行目と二行目の間に次のとおり付け加える。

「なお、公害対策基本法は平成五年一　一月に廃止され、環境基本法（平成五年法律第九一号）が新たに施行されたが、同法は、一六条一項において、公害対策基本法九条一項と同様に、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と規定し、更に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成五年法律第九二号）は、二条において、前記環境基準を環境基本法一六条一項の規定により定められた基準とみなす旨規定している。」

２　原判決五二五頁六行目から五二九頁一行目までを削る。

３　原判決五二九頁二行目の「四　損害賠償請求の関係」を、「三　違法性の検討」と改める。

４　原判決五二九頁三行目の「損害賠償請求の」から四行目の「あるが、」までを、次のとおり改める。

　「一審被告による厚木基地の使用及び供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかについては、前記のとおり、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に判断すべきものであるが、」

５　原判決五三一頁九行目の「既に認定したとおりである。」の次に、「さきに認定したように、平成三年以降ＮＬＰが硫黄島においても行われるようになり、厚木基地におけるＮＬＰの実施日数は平成六年以降顕著に減少し、騒音発生状況も一定程度改善されたということができるが、それでも、なお相当の騒音状況が続いているといわざるを得ない。」を付け加える。

６　原判決五三五頁八行目と九行目との間に、次のとおり付け加える。

　「なお、一審被告は、一審原告らのうちにはコンター区域外に通勤している者もいるから、一審原告らの共通の被害とは、平日の夜間、土曜日の午後及び休日のみの騒音被害に限られるべきであると主張する。確かに、航空機騒音による被害といっても、一審被告が指摘するような通勤の有無や通勤先に限らず、一審原告らのそれぞれの身体的、心理的、社会的な条件等の相違に応じてその内容及び程度を異にするものであるといわなければならない。しかし、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、例えば生活妨害の場合についていえば、その具体的内容において若干の差異はあっても、静穏な日常生活の享受が妨げられるという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在しうるのである。そして、本件請求は、右のような観点から、厚木基地の周辺地域を生活の本拠とする一審原告らにおいて同一と認められる性質・程度の被害を共通する損害として、各自につき一律の額の慰謝料という形でその賠償を求めるものであると理解することができるのであり、厚木基地の周辺地域を生活の本拠とする以上、航空機騒音による共通の被害を平日の夜間、土曜日の午後及び休日のみに限らなければならないということはできない。」

７　原判決五三六頁一〇行目の「その公共性を過度に強調することはできず、」の次に、「国や公共団体の他の公共的役務や行政諸活動と単純に比較することはできないとしても、」を加え、五三七頁二行目の「いい難い。」の次に、次のとおり付け加える。

　「そしてまた、厚木基地が、一審原告らを含む周辺住民の日常生活の維持存続に不可欠なものではないことはもとより、周辺住民が厚木基地の存在によつて利益を受けているかどうかは具体的に明らかでないばかりか、仮に何らかの利益を受けているとしても、その利益とこれによって被る前記凶の被害との間に、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補の関係があるとは考えられない。」

８　原判決五三七頁三行目から五行目までを、次のとおり改める。

　　「圓　地域性、先（後）住性及び危険への接近に関しては、後に述べるとおりである。」

９　原判決五三九頁二行目の「厚木基地においては、」から四行目の終わりまでを、「厚木基地においては、同基準の告示から既に二五年を経過しようとしているところ、一審被告による周辺対策としての住宅防音工事によって屋内の騒音状況は相当改善されたといえるとしても、屋外の環境基準そのものの達成は、なお遅れているといわざるを得ない。」と改める。

10　原判決五三九頁五行目の「そこで、」を「そして、」と改め、その次に

　　「厚木基地における航空機騒音が一審原告らにもたらす共通の被害である生活妨害によって被る精神的苦痛の程度は侵害行為の中心である騒音の屋外騒音レベルに相応するものということができるから、」を付け加える。

口　原判決五三九頁九行目とＩ〇行目の間に、次のとおり付け加える。

「　これに対し、二審被告は、右判断は、航空機に係る環境基準を受忍限度（違法性）　の実質的な基準として用いたものにほかならず、これは右環境基準の趣旨ないし法的性質、内容を正解しないと主張する。右環境基準の性格については右二に判示したとおりであって、右環境基準が直ちに受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別する基準となるものでないことは明らかである。しかしながら、航空機騒音による一審原告ら各自の被害が受忍限度を超えるかどうかを判断するに当たって、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮した共通の基準を設定するにつき、右環境基準の趣旨、内容を勘案することが許されないものではなく、また、現に右環境基準をもって直ちに右にいう基準としたものではないから、一審被告の右主張は失当であって、これを採用することはできない。

　また、一審原告らは、生活環境整備法による第一種区域は、「自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しい」と認めているのであり、また、右区域内は、実質的にもＷＥＣＰＮＬが八〇を超えているか、限りなくこれに近いから、現在の第一種区域を画する騒音コンターをもって区分すべきであると主張する。しかしながら、前述のとおり、本件の航空機騒音による被害が受忍限度を超えるかどうかを判断するについて、環境基本法（平成五年法律第九一号）に基づく環境基準や生活環境整備法による区域指定は行政上の目標としての性格を有することは否定できないところ、これらの区域指定をも勘案したうえ、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮するならば、ＷＥＣＰＮＬ八〇以上の区域に居住し又は居住していた一審原告らにおいて受忍限度を超える被害を受けたと認めるのが相当であり、そうである以上、区分は工法区分線をもって行うのが妥当であるといわざるを得ない。これと異なる見解に立つ一審原告らの主張は、採用することができない。」

第八　損害賠償請求について

　次のとおり、訂正するほかは、原判決五四三頁八行目から五五四頁二行目までを引用する。

１　原判決五五三頁四行目の「平成三年二一月一七日」を「平成一〇年二一月一八日」と改める。

　２　原判決五五三頁八行目の「米軍機について」から一一行目の「ものである以上」までを、「米軍機について夜間飛行等の差止め及び騒音到達の禁止を求める部分がいずれも棄却すべきものであり、また、自衛隊機について夜間飛行等の差止め及び騒音到達の禁止を求める部分がいずれも却下すべきものである以上」と改める。

第九　地域性、先（後）住性及び危険への接近

　次のとおり付加、訂正するほかは、原判決四五五頁二行目から四六七頁三行目までを引用する。

　原判決四五五頁三行目「一ないし四三」とある次に「、乙第一　一号証の二」を付け加える。

　２　同四五七頁三行目の「六七」の次に「、甲第一二号証のＩ」を付け加える。

　３　同四五九頁三行目の「同空母の」から四行目の「状況になった。」までを、「同港を母港とするに伴い、同空母の艦載機が厚木基地に飛来して、整備・補給・訓練等の諸活動を行い、特に同空母の出入港時に頻繁に繰り返される

　　航空機の離着陸により激甚な騒音が発生するという事態が生じ、現在の航空機騒音等に係る状況がほぼ確立された。この間、政党や住民団体等により、同空母の横須賀母港化に対する反対抗議運動等が行われた。」と改める。

二　危険への接近について

１危険に接近した者が、その存在を認識しながらあえてそれによる被害を容認していたようなときは、事情のいかんにより加害者の免責を認めるべき場合がないとはいえないのであって、これを本件についてみるのに、居住者が航空機騒音の存在についての認識を有しながらそれによる被害を容認して居住したものであり、かつ、その被害が騒音による精神的苦痛ないし生活妨害のごときもので直接生命、身体にかかわるものでない場合においては、厚木基地の公共性並びに米軍機及び自衛隊機の活動の公共性をも参酌して考察すると、居住者の入居後に実際に被った被害の程度が入居の際同人がその存在を認識した騒音から推測される被害の程度を超えるものであったとか、入居後に騒音の程度が格段に増大したとかいうような特段の事情が認められない限り、その被害は同人において受忍すべきものというべく、右被害を理由として慰謝料の請求をすることは許されないものと解するのが相当である（以下この理論を「危険への接近の理論」という。）。

２　危険への接近の理論の本件における適用について

　日　一審被告は、米軍の空母ミッドウェーが横須賀港をいわゆる母港とするに伴い、同空母の艦載機が飛来して整備、補給及び訓練等の諸活動を行うようになった後の昭和四八年末ころ以後に転入した者については、ｍ　航空機騒音による被害の発生状況についての認識と右被害の容認があったから、一審被告の免責を認めるべきである、個　仮にその後ＮＬＰの開始、存続により騒音の程度が格段に増大したとの特段の事情があると認められ

るとしても、ＮＬＰが開始された昭和五七年二月より前の被害については一審被告の免責を認めるべきであるし、また、ＮＬＰの実施回数は、平成六年から格段に少なくなり、もはや特段の事情として評価し得ない程度となったから、同年以降の被害についても一審被告の免責を認めるべきである、朗　仮に航空機騒音の存在について容認していなかったとしても、右騒音についての認識を有し、あるいは過失によりこれを認識しないで転居してきたから、損害賠償額の認定に当たっては相当額の減額をすべきである、と主張する。

(二)(1)

　前記認定事実、とりわけ厚木基地の所在地（大和市、綾瀬市、海老名市に所在する。）がその名称から周辺自治体の住民にとってさえも必ずしも周知であるとはいい難いことや厚木基地における航空機の運航回数、運航態様には変動性が認められること等に照らすならば、一審原告らのうち、たまたま航空機の飛行が比較的少ない日曜、祭日等に下見に来た

ため、実際に周辺地域に転居するまで、厚木基地の存在やその航空機騒音の程度を知らなかった者がいたであろうことは推認するに難くなく（一審原告鈴木伸治（番号一九）、同石井照男（番号一五七）　の原審における各本人尋問の結果等）、また、仮に厚木基地の存在や航空機騒音の程度を知っていたとしても、一審原告ら（全員）については、少なくとも本件の侵害行為及びこれに基づく被害を積極的に容認するような動機はなかったものというべきであるから、危険への接近の理論を適用して一審被告の損害賠償責任自体を否定することはできない。

㈲　しかしながら、他方において、さきにもみたように、厚木基地については、昭和三五年ころから騒音問題が生じて神奈川県も同年八月から騒音の測定を開始し、昭和三五年七月二七日の朝日新聞全国版に「ジェット測定に悩む厚木周辺」という見出しの記事が掲載されていたところ（乙第一〇号証の三七）、昭和四六年の日米による共同使用が開始されたころから空母ミッドウェーの横須賀母港化問題が生じ、日米間の折衝を経て昭和四八年一〇月初めにミッドウェーが初入港し、その直前ころ（同年九月末に初飛来）から艦載機が飛来するようになって騒音がそれまでとは格段に異なる激しいものとなり、また同年二一月に海上自衛隊の移駐により騒音が一層増加したこと（甲第二一号証の四二等）、右ミッドウェーの横須賀母港化等に対しては、母港化問題が発生して以来、政党、住民団体等による反対抗議運動等が行われ、入港のころには厚木基地周辺の騒音等による被害が社会問題として注目を集めるようになっていたことが認められる。

　そうであれば、一審原告らのうち、少なくともミッドウェーの横須賀港入港後である昭和四九年以降に厚木基地周辺地域に転入した者については、特段の事情のない限り、本件侵害行為やこれに基づく被害を認識していたか、仮にこれを認識していなかったとしても、認識しなかったことにつき過失があったというべきであり、このことは、それ以前から周辺地域に居住していて騒音の被害を受けるに至った一審原告らとの間の衡平の観点からも、損害賠償額の算定に当たって考慮するのが相当である。

　昭和四九年以降に厚木基地周辺地域に転入した者は、別表一の「転入年月日」欄に記載した者である。なお、別表四のとおり、一審原告本間重雄（番号三九）及び同本間武佐子（番号四〇）　は、昭和四八年六月に厚木基地周辺地域である大和市福田三四番地に転入した後昭和五四年三月二八日に現在の住所に転入したものであり（甲第八号証の三九、四〇、乙第八号証のこ、一審原告三瓶克子（番号一　一三）は、昭和四二年七月ころから現住所又は周辺地域である藤沢市下土棚一六一〇番地に居住していたと認められ（甲第八号証の一　一三、乙第二〇号証の三九）、いずれも昭和四九年以降に周辺地域に転入したとは認められない。

　また、一審原告木村久枝（番号八八）は、別表四のとおり昭和四二年一〇月一日に周辺地域である綾瀬市深谷一三八〇番地（ＷＥＣＰＮＬ八〇の場所）　に転入した後、昭和五一年八月一〇日大和市上草柳八丁目一九番三号（ＷＥＣＰＮＬ九〇の場所）　に、さらに平成四年一〇月二五日同市上草柳八丁目一九番一号（ＷＥＣＰＮＬ九〇の場所）に転居したものであって（乙第二〇号証の一三こ、昭和四九年以降に周辺地域に転入した者ではないが、昭和五一年八月の転居に当たっては従前の住居における程度を超える騒音の悪影響ないし被害についてはやむを得ないと容認したものと考えるのが相当であるから、請求時（昭和五六年一一月）からＮＬＰ開始時（昭和五七年一月）までについては損害賠償額の算定に当たって右の点を考慮するのが相当であり、右期間ＷＥＣＰＮＬ八〇の場所に居住するものと同視することとする。

　なお、一審原告小池享（番号一五五）は、昭和五三年三月二三日に大和市福田四〇四一番地の二四から現住所に転居したことが認められるが（乙第二〇号証の四四）、右大和市に転入した時期が明らかでないので、昭和五三年に周辺地域に転入したものとして扱わざるを得ない。

　もっとも、厚木基地においては、昭和五七年二月以降ＮＬＰが実施されるようになったところ、ＮＬＰについては、その実施が家族の団らん時である夕食時から休息、睡眠時間である夜間に及び、その間連続的で密度の濃い航空機騒音が発生するなど、騒音発生の時間帯、発生の頻度、音量及び音質等の点において、右の時期を境にして、騒音量に質的な変化がみられるということができるから、昭和四九年以降厚木基地周辺地域に転入した者であっても、ＮＬＰの開始前に居住を始めたのであれば、ＮＬＰの実施により実際に被った被害の程度が、入居の際にその存在を認識した騒音から推測される被害の程度を超えるものであったか、入居後に騒音の程度が格段に増大したという特段の事情があるというべきであるから、右の認識や認識しなかったことについての過失は、ＮＬＰの開始前の被害に係る損害の算定に当たってのみ考慮すべきである（なお。一審被告は、ＮＬＰの実施回数は平成六年から格段に少なくなり、もはや特段の事情として評価し得ない程度となったと主張するところ、前記のとおり、確かにＮＬＰの年間の実施日数に限ってみれば、平成六年から格段に少なくなったものということができるが、同年以降においても、相当激甚な騒音発生状況が続いていて、ＮＬＰの分散訓練が行われても、当然には厚木基地周辺地域における騒音発生回数が大幅に減少するものと期待することはできず、また、ＮＬＰの硫黄島への完全移転の見通しもないのであるから、これらの点にかんがみると、昭和四九年以降ＮＬＰの開始前に厚木基地周辺地域に転入した一審原告らにおいては、平成六年以降に被った被害の程度は、入居の際にその存在を認識した騒音から推測される被害の程度を超えるか、あるいは、入居後に騒音の程度が格段に増大したままであるといわざるを得ない。したがって、一審被告の右主張は、採用することができない。）。

(三)　そして、一審原告らのうち、ＮＬＰが開始された昭和五七年二月以降に木基地周辺において居住を開始した者（番号二六、九〇、一〇一、一一八、一四六）については、別途検討する必要がある。

(1)　一審原告前田晃（番号二六）

　甲第八号証の二六（陳述書）、乙第二〇号証の六六及び弁論の全趣旨によれば、一審原告前田晃は、昭和五七年三月二八日に横浜市保土ヶ谷区上菅田町九五一番地から綾瀬市小園四二三番地一〇四（現在の表示綾瀬市小園南二丁目一番一四号）に転入したこと、同一審原告は、昭和五一年ころに、勤務先の相模鉄道株式会社から右綾瀬市小園の土地を購入し、昭和五七年に右土地上に建物を建築したのであるが、右土地の購入や建物の建築に当たって五、六回現地を見たときには航空機の騒音がほとんど気にならなかったことが認められ、右事実に、同一審原告が転入した日がＮＬＰの開始からそれほど間がないことを併せ考えると、同一審原告が、本件の航空機騒音やこれに基づく被害を認識し、あるいは、認識していなかったことに過失があるとしても、ＮＬＰの実施により実際に被る被害をも認識していたとか、これを認識していなかったことに過失があるということはできない。

(2)　一審原告加藤晶美（番号九〇）

　　甲第八号証の九〇（陳述書）、乙第二〇号証の一三三及び弁論の全趣旨によれば、一審原告加藤晶美は、東京都八王子市犬目町二六六番地工学院大学校宅に大学教員である夫と居住していたところ、昭和五六年に夫の母が死亡したことにより、一人残された夫の父の世話をするために、昭和五七年九月六日に大和市上草柳八丁目二〇番一〇号に転入し、以後現在まで同所に居住していることが認められる。そして、他に特段の事情が認められない本件においては、同一審原告は、大和市上草柳に転入するに当たり、航空機騒音が問題とされている事情ないしは航空機騒音の存在の事実を知っていたものというべきであるが、右事実によれば、現住居への転入は同一審原告にとって選択の余地のないものであったと

いうべきであり、そうであれば、同一審原告が航空機騒音による被害を容認して入居したものということはできない。

(3)　一審原告角田信成（番号101）

ア　甲第八号証の一〇一、甲第一八号証の一〇一、同号証の一六六（いずれも陳述書）、乙第二〇号証の三七、同号証の一四四及び弁論の全趣旨によれば、一審原告角田信成は、出生以来実家である大和市下鶴間三一八一番地（現在の表示大和市西鶴間三丁目六番七号）に居住していたが、昭和五六年四月に就職し、昭和五八年一月四日から名古屋営業所勤務となって愛知県海部郡弥富町大字前ヶ須新田字南本田三四八番地所在の社宅に転居したところ、同年四月一日会社の都合で川崎市の営業所勤務となって実家に戻ったことが認められ、右事実によれば、同一審原告は、勤務先の都合で一時的に実家を離れたというにとどまり、新たに厚木基地周辺に転入したものということはできないから、昭和五八年四月一日に実家に戻ったことをもって、危険への接近の理論を適用することはできない。

イ　しかしながら、前掲各証拠によれば、同一審原告は、別表四のとおり、平成元年一月三一日前記大和市西鶴間の実家（なお、同市上草柳七丁目のライオンズマンションには現実に居住したと認められない。）から東京都稲城市東長沼三七二番地の六さくら荘に転居して、その後、平成六年一月四日実家である大和市西鶴間三丁目六番七号に転居し、さらに同年一〇月二七日相模原市東林間八丁目六番一九！三〇三号に転居したことが認められる。右の転居の理由として、同一審原告は、平成四年に父が頚椎硬膜外腫瘍という大病をして一時は生きるか死ぬかという状態になり、また、翌年には母が乳ガンを患い、祖母も高齢

で体が弱ってかなりの介護を必要とするようになっていた、平成六年一月こ一日に結婚して、双方の実家に近い現住所を新居にした、と説明するが、介護が必要としながらＩ〇か月弱の間同居したにとどまるなど、右の説明のみをもってしては、同一審原告の転居が選択の余地のないものであったとは考え難いのであって、そうであれば、同一審原告は、本件の航空機騒音とこれによる被害を十分認識しながら、あえてこれを容認して平成六年一〇月の転居をしたものと認めざるを得ない。

そして、同一審原告の被害は、騒音による精神的苦痛ないし生活妨害のように直接生命、身体にかかわるものでないから、厚木基地の公共性並びに米軍機及び自衛隊機の活動の公共性をも参酌して考察すると、特段の事情があることが認められない本件においては、平成六年一〇月の転居後の被害は同一審原告において受忍すべきものであり、右被害を理由として慰謝料の請求をすることは許されないものと解するのが相当である（同一審原告については、東京都稲城市に転居した平成元年一月三一日以降、慰謝料の請求が認められないことに帰する。）。

(4)一審原告河津勝則（番号一　一八）

　甲第八号証の一　一八（陳述書）、乙第二〇号証の四〇及び弁論の全趣旨によれば、一審原告河津勝則は、昭和三八年ころから大和市に居住するようになって、昭和五〇年ころからは同市上草柳三丁目一〇番一五号の借家に居住していたが、昭和五七年一　一月七日に現住所の座間市ひばりが丘二丁目七六一番地の四三に転居したことが認められ、同一審原告の居住状況を考えると、航空機騒音による被害をも勘案して新たに厚木基地周辺において居住を開始した者とは同視できないというべきであるから、危険への接近の理論を適用することは相当でない。

㈲　一審原告福田博（番号一四六）

　　甲第八号証の一四六（陳述書）、乙第二〇号証の四三、原審における一審原告福田博本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、一審原告福田博は、昭和五二年一月から大和市上草柳一八五番地の二文ヶ岡住宅（借家）に居住していて、航空機の墜落事故の不安や家が手狭になったことから、昭和五七年一〇月一〇日に現住所の海老名市東柏ヶ谷六丁目四番八号に転居したことが認められ、同一審原告の居住状況を考えると、航空機騒音による被害をも勘案して新たに厚木基地周辺において居住を開始した者とは同視できないというべきであるから、危険への接近の理論を適用して、その被害のすべてを同一審原告において受忍すべきものとすることは相当でない。もっとも、乙第一九号証の五のＩ、同号証の

　一三のＩ、二によれば、同一審原告は、右転居によりＷＥＣＰＮＬが八〇から八五の場所に移転していることが認められ、同一審原告は、右転居に当たっては従前の住居における程度を超える騒音の悪影響ないし被害についてはこれをやむを得ないものと容認したものと考えるのが相当であるから、このことは、損害賠償額の算定に当たって考慮するのが相当である。

(四)　なお、一審被告は、コンター区域外に転居した後、再びコンター内に転入した者（番号ニー、四八、一四五）　については、右転入に当たって被害の容認があったことは明らかであるから、免責法理としての危険への接近の理論が適用されてしかるべきであると主張する

(1）一審原告水野和秋（番号21）

一審原告水野和秋は、第一、一、Ｉのとおり、住宅金融公庫からの融資を受けるために、住民票上、住所を岩手県和賀郡東和町安俵四区一　〇番地一四に移転しただけであって、従前の座間市南栗原三丁目二番三―五一一号ファミネスさがみ野にそのまま居住していたのであるから、右事実によれば、危険への接近の理論を適用する前提を欠くのであって、

一審被告の主張は採用することができない（もっとも、昭和五二年八月に周辺地域に転入したから、ＮＬＰ開始時までは損害賠償額を減額する。）。

(2)　亡橋本千恵子（番号四八）

　　甲第八号証の四八（陳述書）、乙第二〇号証の八八、八九によれば、亡橋本千恵子は、昭和三八年五月八日から大和市福田三七一七番地に居住していたところ、昭和五七年に居住建物を全面改築したことが認められ、右事実によれば、同人は、右改築のため一時的に同市下和田八三一番地に転居したにすぎないと推認すべきである。一審被告の主張は採用

することができない。

(3) 一審原告福田一二　（番号一四五）

一審原告福田一二は、別表四のとおり転居しているが、同一審原告は、昭和五七年一月一九日に海老名市東柏ケ谷二丁目八番二八号に転入してから昭和五九年一〇月五日にコンター区域外の東京都世田谷区に転居するまでの分に係る損害の賠償を請求するにとどまるから、一審被告の主張は、それ自体失当である。

　また、一審被告は、厚木基地周辺において複数回転居を実行した一審原告田中護（番号三三）　については、右転居に当たって被害の容認があったというべきであるから、免責法理としての危険への接近の理論が適用されると主張する。

　一審原告田中護は、別表四のとおり転居しているが、甲第一八号証の一六二のＩないし三、同号証の四のＩないし三、同号証の五、六によれば、同一審原告は、昭和五一年七月一〇日から綾瀬市上土棚三六七番地三の鉄工所の事務所に居住するようになり、昭和六〇年一月一四日に父が賃借していた同市上土棚七二一番地所在の建物に転居したこと、同一

審原告は、勤務先の社長の知人に頼まれて、住宅防音工事の助成を受けるために、二度にわたり、一時的に藤沢市葛原一九二六番地所在の賃貸住宅に移り住んだこと、その後、綾瀬市上土棚七コー番地所在の建物が取り壊されることになったことから、同一審原告は、平成七年八月七日、現住所である藤沢市葛原一　一三五番地の五に転居したことが認められる。右事実によれば、二度にわたる転居は、いずれも一時的なものにとどまるのであって、その間の実質的な生活の本拠は綾瀬市上土棚七コー番地であったと考えられるから、危険への接近の理論を適用することは相当でないが、住宅防音工事の助成を受けるために藤沢市葛原所在の賃貸住宅に転居したことに照らすと、少なくとも右転居の期間中は、騒音の悪影響ないし被害についてはこれをやむを得ないものと容認したものといわざるをえないから、その被害は同一審原告において受忍すべきものである（なお、転入時期にかんがみ、ＮＬＰ開始時までについて損害賠償額を減額する。）。

②　次に、一審被告は、ＷＥＣＰＮＬの低い場所から高い場所に転居した者について、被害の容認があるというべきであるとして免責法理としての危険への接近の理論の適用があると主張する。

　一審原告木村久枝（番号八八）については、さきに検討した。

　一審原告後藤和枝（番号一二一）は、別表四のとおり平成九年九月二〇日にＷＥＣＰＮＬ八〇の場所から八五の場所に転居したことが認められるので（乙第二〇号証の一五五）、転居後もＷＥＣＰＮＬ八〇の場所に居住するものとして扱うのが相当である（なお、右の転居先の居室について防音工事がされていたことは確定できない。）。しかし、右転居後の損害について免責法理としての危険への接近の理論を適用するのは相当でない。

　また、承継前の一審原告森田武楽夫（番号一五二）は、平成元年四月一日にＷＥＣＰＮＬ八〇の場所に転居したと認められるが（乙第二〇号証の二〇一、同号証の二〇二）、それ以前の居住場所も工法区分線の内側にあってＷＥＣＰＮＬ八〇の場所であるから、免責法理としての危険への接近の理論を適用するのが相当とは考えられない。

○　消滅時効

　原審は、過去の損害の賠償請求のうち、居住開始の日の属する月の翌月（又は昭和三五年一月）から昭和五六年一〇月までに生じた損害の賠償請求に関する部分については、消滅時効の完成を理由として一審原告らの請求を棄却したが、一審原告らは、この点の認定判断については不服を申し立てていない。

二　もっとも、一審原告らの控訴の趣旨に照らすと、昭和五六年一〇月一日以降に厚木基地の周辺に居住を開始した者を除いた一審原告らにおいては、居住開始の日の属する月の翌月（又は昭和三五年一月）から昭和五六年九月三〇日までに生じた損害の賠償請求に関する部分に限って不服を申し立てなかったものと解する余地がないとはいえない。

　　しかしながら、仮に一審原告らにおいて昭和五六年一〇月一日以降に生じた損害の賠償を請求する趣旨であるとしても、同日から同月二一日（一審原告らが本件訴えを提起した日である昭和五九年一〇月二二日から三年前の前日）までに生じた損害についての賠償請求権は、時効により消滅したものであるから、一審原告らの請求は右の限度で理由がないというべきである。その理由は、原判決五五四頁四行目から五五七頁末行までの記載のとおりであるから、これを第一一　損害賠償額の算定次のとおり、付加、訂正するほかは、原判決五五八頁二行目から五六三頁八行目までを引用する。

１　原判決五五九頁二行目の「九三ないし九九、」．の次に「甲第一八号証のＩ〇、同号証の二七、同号証の四七、同号証の五一、同号証の六五、同号証の111、同号証の一　一四、同号証の一四六」を付け加え、三行目の「同号証の三三」の次に「、乙第一九号証の五の二、同号証の一三のＩ、二」を付け加え、七行目の「別表一原告ら損害賠償額一覧表」を「別表一　「損害賠償額一覧表」」と改める。

２　原判決五五九頁一　一行目の（掲げている。）。」の次に「なお、一審原告森士郎（番号一〇）は平成二年六月に、一審原告倉橋芳枝（番号二七）は平成六年三月に、一審原告久保田良治（番号四七）は平成七年七月に、一審原告矢渾洋二（番号五一）は昭和六三年に、一審原告雨宮松代（番号六五）は平成六年に、一審原告石山イセ（番号一　一　こ　は平成七年四月に、一審原告秋山豊（番号一　一四）は平成二年二月に、一審原告福田博（番号一四六）　は　平成二年一〇月にそれぞれの住所において建物を新築しているので、これも付記している。」を付け加える。

３　原判決五六〇頁二行目の「完成した時点」の次に「、建物新築の時点」を付け加える。

４　原判決五六〇頁一〇行目から一　一行目にかけての「（平成三年コー月一六日）の属する平成三年一二月」を「（平成一〇年二一月一七日）″の属する平成一〇年コー月」と改める。

５　原判決五六一頁六行目の（計算する。）。」の次に「建物を新築した場合は、すべて翌月（新築の月が明らかでないときは翌年一月）にこれらの事実が生じたものとして計算する。」を付け加える。

６　原判決五六三頁一行目と二行目との間に次のとおり付け加える。

　「５　一審原告らのうち、昭和四九年以降ＮＬＰの開始前に厚木基地周辺地域に転入した者については、昭和五六年一　一月から昭和五七年一月までの間、一か月当たりの慰謝料額を、次のとおりとする。

ＷＥＣＰＮＬ八〇以上八五未満の区域　　五〇〇〇円

ＷＥＣＰＮＬ八五以上九〇未満の区域　 八〇〇〇円

ＷＥＣＰＮＬ九〇以上九五未満の区域 一万二〇〇〇円

６　一審原告らのうち、工法区分線内において．ＷＥＣＰＮＬが小さい区域から大きい区域に転居した者については、原則として、従前の区域を基準とした慰謝料額とする。」

７　原判決五六三頁八行目と九行目との間に次のとおり付け加える。

　「三　右に述べたところによれば、平成一〇年コー月一七日までに生じたＩ審原告らの損害の賠償として、一審被告は、別表一　「損害賠償額一覧表」中の「氏名寸欄記載の一審原告らに対し、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和五九年九月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和五九年一〇月一日から、「平成三年こ一月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成四年一月一日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。」

第12　民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立てについて

一審被告の右の申立ての理由として主張する事実は、当事者間に争いがない。

二1　一審原告加藤光代（番号九九）　の平成一〇年二一月一七日までに生じた損害の賠償請求は、前記第一　一記載のとおり、合計八二万〇三八〇円及びうち一五万四〇〇〇円に対する昭和五九年一〇月一日から、うち三一万四六〇〇円に対する平成四年一月一日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないことになるから、原判決中同一審原告の請求に係る右認容額を超える部分に付された仮執行の宣言はその効力を失うことになる。

右によれば、平成四年二一月二一日（本件の強制執行をした日）において一審原告加藤光代が一審被告に対し請求できる金額は、八二万〇三八〇円並びにうち一五万四〇〇〇円に対する昭和五九年一〇月一日から平成四年12月二一日までの遅延損害金六万三三二九円及びうち三一万四六〇〇円に対する平成四年一月一日から同年二一月二一日までの遅延損害金一万五三〇〇円の合計八九万九〇〇九円であり、同一審原告は右の限度で強制執行をすることでき、また、これに相応して要する執行手数料一万四〇〇〇円についても一審被告から取り立てることができるにとどまる。

　そうすると、一審原告加藤光代は、一審被告に対し、仮執行の原状回復として、別表三「原状回復等請求債権額一覧表」の「小計」欄記載の九四万七一一〇円から右八九万九〇〇九円を控除した四万八一〇一円とこれに対する強制執行の日の翌日である平成四年コー月二二日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

　　したがって、一審被告の一審原告加藤光代に対する申立ては、右の限度で理由があり、その余は失当である。

２　一審被告のその余の一審原告らに対する民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立ては、本案判決の変更されないことを解除条件とするものというべきであるから、これについては判断を示さない。

三　結論

　以上判示したところによれば、一審原告らの請求に対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

１　差止請求に係る訴えについて

(一)　第二、一のとおり、原審及び当審において訴訟承継をした一審原告ら（別紙承継一審原告目録記載の各一審原告ら）の訴えのうち差止めを求める部分については、被承継人の死亡により当然に訴訟が終了しているというべきである（原審において訴訟承継をした一審原告らについては、差止めを求める部分について控訴を提起していない。）。

　㈹　その余の一審原告ら（一審原告福田一二を除く。）の差止請求に係る訴えのうち、自衛隊機に関する差止請求に係る訴えは不適法であるからこれを却下すべきであり、米軍機に関する差止請求は理由がないからこれを棄却すべきものである。

２　損害賠償請求に係る訴えについて

　本件における損害賠償請求は、人格的利益の侵害を理由に慰謝料及びこれを訴求するために必要な弁護士費用相当額の賠償を請求するものであるところ、既にみたとおり、その請求権は日々新たに発生するものであって、口頭弁論の終結前に死亡した被承継大らについては、その死亡後に発生する余地がなく、したがって、これを承継することもないから、被承継人らが死亡した後の損害賠償を求める部分（過去の損害賠償請求の一部及び将来の損害賠償請求の全部）　については、被承継人の死亡により当然に訴訟が終了しているというべきである。

　原審において訴訟承継した一審原告らの被承継人ら死亡後の損害賠償を求める部分については、原審において当然に訴訟が終了したところ、右一審原告らは右部分については控訴を提起していない。

　当審において口頭弁論の終結前に死亡した被承継人ら（別紙承継一審原告目録（当審）欄記載の被承継人ら）　の死亡後の損害賠償を求める部分は、その死亡により当然に訴訟が終了した。

(二)　(1)　(一)を除くその余の一審原告ら（一審原告福田一二を除く。）　の平成一〇年二一月一八日以降に生ずべき損害の賠償請求は、不適法であるから却下すべきである。

　(2)一審原告らの平成一〇年一二月一七日までに生じた損害の賠償請求は、別表一　「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らにつき、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和五九年九月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和五九年一〇月一日から、「平成三年コー月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成四年一月一日から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は糾のとおり当然終了した部分を除き失当としてこれを棄却し、その余の一審原告らにつき、当然終了した部分を除きすべて失当として棄却すべきである。

　　(3)　また、一審原告ら（一審原告福田一二を除く。）の米軍機及び自衛隊機の夜間飛行等の差止請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用に係る損害の賠償請求は、理由がないからこれを棄却すべきである。

二　したがって、差止請求に係る訴えにおいて、自衛隊機に関する差止請求を棄却し、米軍機に関する差止請求に係る訴えを却下した原判決は不当であるから、自衛隊機に関する差止請求については、これを棄却した部分を取り消して、右請求に係る訴えを却下すべきであるが、米軍機に関する差止請求については、右請求に係る訴えを却下した部分については一審原告らのみが控訴を提起しているので、右部分を取り消して請求を棄却することは不利益変更禁止の原則に触れると考えられるから、右却下部分に対する一審原告らの控訴はこれを棄却すべきである。そして、損害賠償請求に係る訴えにおいて、平成三年二一月一六日までに生じた損害の賠償請求については右一の判断と異なる限度で原判決は不当であり、同月一七日以降に生ずべき損害の賠償請求については正当であるというべきであるが、当審において右の将来の請求の一部が当然に現在の請求となったため、一部修正をしなければならなくなったので、原判決を変更することとする。

　また、一審被告の一審原告加藤光代に対する民訴法二六〇条二項の裁判を求める申立ては、前記の限度で理由があるからこれを認容すべきである。

　なお、仮執行の宣言はこれを付するが、仮執行の免脱の宣言は、相当でないからこれを付さないこととする。

　よって、主文のとおり判決する。

（口頭弁論の終結の日　平成10年12月17日）

東京高等裁判所第一〇民事部

裁判長裁判官　　裁判官 岩井　俊

裁判官 小圷眞史

裁判官 高野輝久